

第14回世羅郡三町合併協議会

会 議 録

日 時 平成15年10月22日（水）

10時00分

場 所 甲山町農村環境改善センター

世羅郡三町合併協議会

第14回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成15年10月22日(水)				
召集の場所	甲山町農村環境改善センター				
開会日時	平成15年10月22日(水)				
議長	上本仁志				
会議録署名人	豊田 勲	藤井 忠孝	前原 春夫		
甲 山 町		世 羅 町		世羅西町	
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口 寛昭	○	松山 理人	○	上本 仁志	○
水間 茂	○	後藤審三郎	○	松岡 明衛	○
小川 信晃	○	藤井 忠孝	○	井上 忠則	○
豊田 勲	○	徳光 義昭	○	前原 春夫	○
鈴木 道弘	○	新井富士男	○	前迫喜久真	○
岡本 明美	○	坂東 辰男	○	岡田 桂子	○
石岡 省吾	○	梶川 耕治	/	田丸 克之	○
田坂 陽美	○	真野 綾	○	井上 幸枝	/
黒木 武彦	○	寺田 弘美	/	横山 昇司	○
荒瀬 聖子	○	松村 明美	○	奥田 正和	○
井口 紀介	○	幾島 文江	○	溝上 春雄	○
檜谷 睦宏	○	蔵敷 広之	○	三木 俊三	○
12名		10名		11名	
委員総数36名／出席委員33名					

顧 問					
顧問氏名		出欠	顧問氏名		出欠
小島 敏文		/	横山 泉		○
監査委員					
監査氏名		出欠	監査氏名		出欠
橋本 武生		/	田中 修三		/
			野曾原文男		/

第14回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会 議 事 件 名	ページ
	開会	1
	会長あいさつ	1
	会議録署名委員の指名	2
報 告 事 項		
報告第 22 号	第 8 回新町名称候補選定小委員会について	3～4
協 議 事 項		
協議第 58 号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	4～38
協議第 63 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	38～45
協議第 64 号	第 15 回世羅郡三町合併協議会の日程について	45～47
提 案 事 項		
協議第 65 号	事務機構及び組織について	47～60
協議第 66 号	一般職員の身分の取扱いについて	60～70
協議第56号の2	新町建設計画（その2）について	70～82
	閉会	82～83

午前10時00分開会

○山口事務局長 皆さん、おはようございます。定刻の午前10時が参りましたので、ただいまから第14回世羅郡三町合併協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、皆様におかれましては第14回協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日の委員の出席者数は、委員総数36名のうち33名となっております。したがって、本日の会議は協議会規約第11条第1項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつを申し上げます。

○上本会長 第14回合併協議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

その前に、本日も多忙を極めていただく中で、尾三地域事務所の横山所長様にはご臨席いただいております、ご助言、ご指導をいただきますことよろしく願いいたします。

さて、皆様には、今回より午前中の協議をいただくこととなっております。ご協力、ご理解をいただきまして感謝申し上げます。

合併協議も最終事項へと近づきつつありますが、今回より提案申し上げる事項も事務機構及び組織についてから建設計画等々というふうになってまいります。新町の建設計画の素案につきましては、さきの各町ごとの説明会を実施してご意見を賜ったところですが、反省としては説明会に来ていただいた方は少し少なかったというのが実情でもございました。それでも、ご意見等は十分に賜ったと思っておりますし、素案につきましては基本的には町民のご理解を賜ったものということを思っております。

今回提案します新町の建設計画の原案につきましても、なお当協議会で十分な質問、協議をいただきまして、その上で確認ということにさせていただければということをお願いいたします。ありがとうございます。

○山口事務局長 ありがとうございます。

それでは、規約第11条第2項により、会長が会議の議長となるとなっておりますので、以後の進行につきましては会長と交代いたします。

○上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となり議事を進めさせていただきます。

次第3(1)会議録署名委員の指名について、世羅郡三町合併協議会会議運営規定第8

条の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

会議録署名委員の指名は、まことに僭越でございますが、順番で各町から1名その都度指名させていただくということで、本日第14回協議会の会議録署名委員には、次の方をお願いしたいと思います。甲山町豊田委員、世羅町藤井委員、世羅西町前原委員の3名の方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、説明依頼のありました基金等の状況につきまして、事務局から説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 皆様のお手元の方にお配りをしとると思いますけども、これは第12回の合併協議会で説明依頼がありました基金並びに地方債の状況についての説明、参考資料ということでお配りをしております。

ごらんいただきますように、3町の基金の状況でございますが、財産債務の取扱いで、既に平成13年度についてはごらんいただいておりますので、平成14年度の状況について説明をさせていただきます。

見ていただきますように、平成13年度、平成14年度、増減という形でそれぞれ3町のものをお示しをしております。右下にありますように、これはすべて決算統計の数値ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。合計のところでございますと、甲山町の基金が、平成14年度、11億1,822万6,000円、世羅町が13億3,825万円、世羅西町が10億6,520万7,000円、こういう状況でございます。

続きまして、地方債の状況ということで次のページにございますけども、普通会計、その他の会計で整理をしております。平成14年度の甲山町の状況でございますが、73億3,071万8,000円でございます。世羅町が、75億1,208万1,000円でございます。世羅西町が、58億9,722万5,000円、こういう形で地方債の状況となっておりますということで説明を終わらせていただきます。

以上です。

○上本会長 ただいま説明申し上げましたが、このことについて質問がございますか。

いきなりお配りしてというような中で質問もしにくいかと思いますが、後ほどまた新町の建設計画のときに原案の中で財務状況等についての議論をいただく場もございます。そこでもこのことについての質問をしていただければよろしゅうございますが、直ちに質問と

いうことがありやあ発言ください。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、それでは今質問がないというように思いますんで、続いて次第3(2)の報告事項に移ります。

報告第22号の第8回新町名称候補選定小委員会について、小委員会からの報告をお願いいたします。

井上委員長。

○井上(忠)委員 それでは、失礼します。皆さんのお手元に配付してあります書面を朗読いたしまして、報告にかえさせていただきます。

報告第22号第8回新町名称候補選定小委員会について。

第8回新町名称候補選定小委員会を次のとおり開催したので報告する。

平成15年10月22日提出。新町名称候補選定小委員会委員長井上忠則。

日時は、平成15年10月7日、火曜日、午後1時30分より午後3時30分までであります。

場所といたしましては、広島県尾三地域事務所世羅分庁舎2階会議室で行っております。

出席状況であります、委員総数15名中、出席委員が11名でありました。

審議内容であります、名づけ親賞及び優秀賞の決定についてということで審議をいたしております。

この件に関しまして、前段で会長の方に申し入れをいたしまして、この選定について何らかのご協力を願えないだろうかという希望を小委員会として申し入れをしましたが、会長よりすべて小委員会の方で取り仕切って決定をしてくださいということでありましたので、小委員会の中ですべてを決定させていただきました。

そういった結果といたしまして、名づけ親賞及び優秀賞については小委員会において抽選を行い、次のとおり決定をいたしました。

名づけ親賞、これが松浦一夫さん、世羅町の方が名づけ親賞となりました。そして、優秀賞であります、大田庄町につきましては竹田玲子さん、世羅町です。甲山町につきましては大木原浩さん、甲山町であります。世羅町につきましては石原正俊さん、世羅町の方でございます。世羅高原町につきましては豊田和子さん、甲山町の方でございます。美

咲町につきましては巳造宮子さん、甲山町の方が決定をいたしました。

そして、記念品については次のとおりといたしました。この件につきましても、小委員会の中でどういった形でやるかということを見意見交換をいたしまして、ごらんのとおりのような決定をいたしております。

それで、授賞式を第15回の協議会の開会前に行っていただいておりますかどうかということを取り決めをいたしております。その中で、名づけ親賞につきましては、農協全国商品券5万円及び賞状、額であります。優勝賞につきましては、同じく農協全国商品券で各2万円及び賞状と額ということに決定をいたしましたので、報告をいたします。

○上本会長 ただいま委員長から報告ございましたことで、委員の皆さんでご質問がございますでしょうか。

ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、第8回新町名称選定小委員会の報告についてはご確認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、次第3（3）の協議事項に移ります。

協議第58号議会議員の定数及び任期の取扱いについては継続協議となっておりますので、直ちに協議に入ります。

その前に、少し私の方として意見といえますか、申し上げますが、継続協議とさせていただいております議員の定数、任期についての事項でございますが、前回あれだけ各委員さん方の率直なご意見をお聞かせいただいております。先般の3町長会議の中でこのことの取扱いを協議しておりますが、3町長の思いを直ちに集約ということにはなり切れておりません。基本的には、私どもが提案申し上げている内容では、確認いただくとすれば少し難しくなっているのではというのが、3町長共通の町長の認識でございます。

前回の協議会の意見を踏まえて、直ちに提案を差しかえて確認に臨むべきという考え方を示された方もありましたが、私はあえていま一度委員さん方の意見の交換をお願いしてはと、本日に臨んでございます。

民主主義社会の中で、地方組織は代表権を持つ町長と議会において議決されることで行使される、そして醸成されていく、そのようにして進む社会が最大限必要であろうというふうに思います。その一翼を担っていただく新町の議会の取扱いは、あくまでも慎重にという思いでございます。結果への近道はできるだけ避けて十分な協議の上に協議を重ねて

確認していただくことも大切であろうというように思っておるからでございます。

ただし、いつまでということはなりませんので、本日さらに協議させていただく中で、意見の集約の見通しということになれば次回で確認ということに進むことが一番幸いだというふうに思っております。

前回の協議の内容は、広報紙等にもまとめられて掲載されておりましたから、町民も広報紙を読まれて、その後各委員さん方との意見交換もあったのではないかとも思ったりしております。本日も、以上申し上げましたことを踏まえて、いましばらく意見交換の場をお願いしたいものでございます。

それでは、委員の皆さんで引き続きご意見等を賜りたいということですが、よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。ほとんどの方が発言をいただいておりますということがございますが。

黒木委員。

○黒木委員 甲山町の黒木でございます。それじゃあまず皮切りに言わせていただきます。

ただいまの会長のごあいさつの中にもございましたが、実は前回の協議会におきまして、寺田委員、今日ご欠席でございますが、寺田委員からのご質問がございました。そのご質問は、なぜ20にしたのか、定数ですね、定数をなぜ20にしたのか。もう一つは、なぜ在任特例を1年にしたのかと、こういう質問がございました。そのときの会長さんのご答弁の中で、法定数の上限22の中で、26に近いと思われる一因がありますと。というのは、2万人以上でしたら定数は26なんです。その意味でございます。その中で、法定数そのものはなかなか難しいだろうという判断もあり、1年間の在任特例がつく場合は2名減の20ということで提案しましたと、こういうご趣旨のご発言があったと思うんです。

これを聞きまして私は、提案者の本当の気持ちは、世羅郡3町は人口規模から見まして、定数が26人に近い20人のことなんだから、これは法定数いっぱい22人を認めて、在任特例は適用しないという意味で提案されたんだと、本当のお気持ちはそうじゃなかったんかなと、こう感じたわけです。前回も私申し上げましたが、在任特例で40人にした場合、法定数の上限22人と比較しても1年間に18人分の余分な経費がかかるわけです。1人350万円というようなお話がございました。そうすれば、計算ができるわ

けです。いかに在任特例が経費的に高くつくかということがわかつて思うわけですが、合併以後の課題解決について、今までの事情をよく知っている議員さん方が、新町の行政がスムーズに動いているかどうか、その行方を見届けたいというようなことから、是非在任特例によって任期を延ばしてほしいというような意見もございました。

しかし、実は先般の会議の中で、協議会の中で、甲山町の檜谷委員が申されたというのが、私非常に印象に残るとるわけです。というのは、現在の各町の議員さんは、各町で選ばれた議員さんであって、合併後の新町の議員を選んではいけないと。そういう議員さん方に新町の出だしから在任特例の1年間を託すようなことはしていないんだと。で、新町のことについては新しく選んだ議員に任せるべきだというふうなご発言があったように思うわけです。全くそのとおりだと思うわけです。新しい酒は新しい皮袋に盛るという言葉がございまして。新しい町の新しく誕生する議員さんは、合併即選挙ということで町民の信任を得るために頑張ってくださいと思います。

実は、先ほど会長がごあいさつを申された中に、今思いがこもっておるので十分わかるわけですが、実は今日はひょっとすると何か別の提案があるんじゃないかっていうことも期待しておりましたけども、前回と同じ提案で、先ほどお話がございましたように十分協議をしてほしいっていうふうなことでございまして、今日はひとつ時間をかけてやっていけばいいんじゃないかと。私は、先ほど申しましたように、在任特例は反対でございます。即選挙ということで主張をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○上本会長 黒木委員の方から発言をいただきまして、もちろんこのことにつきましては私どもの方へというように受けとめさせていただいてございますが、個人的にという発言にしかちょっとなかなかできないんですが、在任特例という提案は、3町長とも正直なかなか難しいというのは受けとめておるわけですが、そうは言っても新町においては大切な事項につきましては新町において決定するという事項がかなり多ゆうございます。その項目は、なかなか時間をかけて議論をしなくては到達し得ない問題であると。私ども世羅西が小学校の統合という、平成6年に教育委員会からその提案から始まったわけですが、やっと16年4月に統合小学校として開校ができる運びに今進んでございます。かなりの議論をしてきて、そうした結果に至ってるわけです。しかし、今回の合併の一つの流れの時間とすれば、正直言っていろんな問題につきまして時間をかけて議論をしていくという、そういうものはもっと時間の進みぐあい厳しいのかなという思いもございまして、その

思いの中でこの合併協議に議員もしっかりかかわってきて3町でという新町の運びにしてきておるわけですが、それに対する議員の思いというようなものを十分感じ得るところがございまして、そうは言ってもかかわった者としてその見きわめといいますか、そのことについてのかかわりというのは思いを感じとれる部分が、その一番最低限が1年という程度のものを提案を、いろんな協議の中で我々3町長は提案していこうということでしたわけですが、流れは少し厳しくなっております。

そういうことを踏まえて、そうは言っても新町発足時に、これはこういう下世話なことを言ったら笑われるのかもしれませんが、正直言って世羅西の方から甲山宇津戸の方まで行って短い選挙期間の中で選挙の公約を訴えて、実際そこまで住民の方々がご理解をいただきながら判断できる、そういう状況にあるのかなという思いも個人的にはしておるんですが、それは何を言うかというおしかりを受けることにもつながっていきますんで、そのことを強く申し上げるということはないんですが、実際に私も長年選挙の中でお世話になってきて、やはり地域のしがらみというものはどうしてもある程度は抱えていかななくてはならない、そういう実態の中で今日まで来ておるということを総合的に加味したということとでございます。

お答えになりにくい私の言葉であったかと思いますが、町長さん方どうですか、そのことに対して発言があれば。

○山口副会長 甲山町長の山口でございます。これを再度最初の原案のとおりの形で今回の協議会へ提出をさせていただいたというのは、今会長が申したとおりでありますけれども、一つの考え方としては、これから3町合併で新しい町を作っていくということで、建設計画を中心にしながらいろいろそのハードの面について住民の皆さんの関心も強くありますし、我々あるいは議会、法定協議会の委員さんもそこにあると思います。今この議員の定数及び任期の問題についての議論というのは、すぐれて地方自治体の制度の問題だろうというふうに思います。ですから、新しい町の建設計画についてももちろん重要なことですから真剣に議論をしていただかなければならないし、そういう構えを持っていかなければならないと思いますが、すぐれて地方自治制度をどのようにやっていくのかという観点の中で、議員の定数なりその扱いというものが、ハードの問題よりも極めて重要な問題だろうというふうに考えてます。

そういう意味では、新しい町を作るに当たって、どういう町を作っていくのかという理念の部分、どういう町を目指すかという部分について我々は十分に議論をしていかなければ

ばならんのではないかというふうに思うんです。そのための地方議会はどういう形であるべきなのかというのが、今後将来にわたってまちづくりをしていく上で、これを抜かしていったんでは新しい町を作っても、形は作っても魂を入れないということになってしまうということの中から、ここは慎重に十分な議論を尽くすべきだということで再度提案をさせていただいたんだというふうにお考えをいただきたいというふうに思います。

それと、その合併をしたということになると、もちろん皆さん方の不安の中に地域が取り残されていくのではないかと、地域に対するサービスが低下をするのではないかと、ものが大きく存在をしております。そこらに地方議会として、あるいは行政としてどういうふうに組織機構の中でその地方自治制度としてかかわっていくのかということを中心に住民の皆様を含めて私たちの腹に落としていかないと、そのことがいいことになっていかないのではないかと、このように思います。

それから、予想されることの中では、新しい町が合併という形でできていった暁には、新町世羅町の周辺はすべて市になっていきます。奥は三次、それから東が府中、南は尾道、三原、そして東広島と、そういうふうな形で周囲はすべて市に囲まれるということで、2万人足らずの町が存在をその中にするということの中から考えたときに、他の自治体、つまり市に対して絶対に負けないと、内容的にも負けないまちづくりをしていかなきゃならんということから考えたときに、首長なり議会なり、あるいはそういう住民組織はどうあるべきだろうかと、この議論の中では想定をしながら考えていただきたい。そういうことになれば、地域の意見も十分に吸い上げるための議員の配置というものも必要であろうし、議員の質、我々首長の質も三原市や尾道市やそういうところに負けない資質を持った人材が配置をされなきゃならんということを考えてときに、議員の定数なりあるいは報酬なりも含めてどうあるべきだろうかと、このことをもっともっと突っ込んで議論をしていただきたいということの中で、あえて議論の場をもう一回設けさせていただいたということをご理解をいただきたいというふうに思うんです。

○上本会長 どうでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 今上本会長、山口副会長がおっしゃったそのとおりだと思うんです。そのためにこそ新しい町になったら新しい議員さんを選ぶことが必要なんじゃないかと。ですから、私が最初会長が提案された2つ減して20でなくて、26に近い22なんだから、最初はそれでスタートをして即選挙ということを前回は申し上げたわけですが、ひとつそれ

でスタートをしたらどうだろうか。そして、その後において議員さん方ご自身あるいは町民の皆さんの気持ちが、いやそれでいいとか、あるいはもう2つ減せばいいとか4つ減せばいいとかいうふうな話になればその時点で考えると。この前例を申し上げました山県郡の東部の方が、当初は法定数いっぱい、次は4ないし6減をするということで大体折り合いがついたということも新聞記事で見ましたという話をしました。やはり、そういう方向で持っていく方がいいんじゃないかと。そのためには、やっぱり合併と同時に、議員さんが思いを新たに町民の信託を得るために頑張っていただくことによって、山口町長が言われるそのことがはっきりするんじゃないかなというふうに思うわけです。

○上本会長 具体的にこの協議会の中で提案といいますか、審議をしてほしいという、いわゆる定数特例という制度、いわゆる定数いっぱいを使ってという発言でございます。一つのこれから協議の中で皆さん方の調整を図って確認をしていきたいという事項でございますが、それよりまだまだ少しそのことを踏まえての皆さん方のご意見をひとつ発言をお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

前迫委員。

○前迫委員 世羅西の前迫です。いろいろ今話を聞かせていただきますと、大変皆さん方真剣に考えておられる。私は、ちょっと視点を変えまして、先般新町の計画について地区の住民説明をされた中で、いろいろと話をされ、そして住民もいろいろされたというように思っております。私世羅西ですが、全部の会場は行っておりませんのでわかりませんが、ある会場に行かせていただいたときに強く感じたのは、やはり議員さんのことももちろん言われました。で、議員さんはどうですかということでしたが、今回提案されておるのは、在任特例のいわゆる1年をされておると。定数については20人をされておりますが、これはまだ結論が出ておりませんと、いろいろな話があります。で、原則は、特例は、もう世羅西もなくなるし、それに世羅町も甲山町も合併時点ではなくなるわけじゃから、実は全員が辞職するのが当たり前の話だという話もございましたが、しかしながら明確な答えはなかったわけです。で、後からいろいろ行かれた方々に聞いてみますと、やはりそれは、やはり在任特例はなしにして即選挙にした方がいいんじゃないかという答えが返ってきたというふうに私は思っております。

あといろいろ聞いたんですが、実は定数の問題についてはどうだかというようなことも聞かせていただくと、これについては余り皆さんはよくわからなかったという点がございます。で、そういうのを一遍に選挙すると、甲山の人も知らんし世羅町の人も知らんよう

のうという人もあるし、わしゃあよう知つとるといふ人もあるしいろいろあつて、なかなかこれは定数の問題については、選挙については皆さんがそうじゃのうどうしたらいいもんだらうかなと、世羅西の人は世羅西から推すんがいいんだらうかというようなことを言われる人もありますし、なかなかそこらが結論的には出ておりませんが、しかしながら皆さんの住民の意見としては在任特例は認めないですぐ選挙の方がいいという感触を得ておりますし、また定数の問題にしましても、また選挙の方法にしましてもいろいろとこの場でいろいろ協議をされまして、よりいい方向に出ていくべきだということをお考へしておりますが、私の考へは、実は先ほど黒木委員がおっしゃったように、いっぱいいっぱいの定数を認め、即選挙という方がいいのではなからうかということを感じておるわけです。

以上でございます。

○上本会長 鈴木委員。

○鈴木委員 甲山町の鈴木です。私も、前も言いましたけれども、特例につきましてはあくまでも特例でありますので、よっぽどのがない限りは使うべきでない。ですから、原則としては即解散選挙ということ望みます。

人数的には黒木委員と、以下前迫委員もおっしゃいましたけれども、20人は22人で増やして民意を反映するように目いっぱいの22人で結構だと思います。

それと、必要なことは、首長さんに当たりますトップの方が即選挙ですから、やっぱり議会も堂々と解散されて自分の今度新しい町に対する思いとかいろんなことをそこで堂々と述べられて選ばれて出てくるという方が、たった1年のことだからということかもわかりませんが、しょっぱなから熱の入った議会運営にもなるでしょうし、皆さんの負託にこたえる考へ方がもう全然今度は違うわけですから、そういう意味では新しい雰囲気ですやっていかれるというふうなことを思いますと、是非、多少は残ってもらってやっしてほしいなという意味もあるんですけれども、できればすっきりしていただいて堂々と持論を述べられて選ばれて出てこられて新しい町長と一緒に議会の運営をして新しい町を築いていただきたいと思っております。ですから、特例なしの22人ということでは是非お願いしたいと思います。

以上です。

○上本会長 幾島委員。

○幾島委員 世羅町の幾島でございます。前回欠席いたしましてこの雰囲気がよく飲み込

めないんですが、私先ほど会長の方から趣旨の説明、思いをお聞かせいただいてよくわかりました。そして、山口町長のお話も全くだと、そのように思いました。本日の先ほどからお聞きして、26人に近い22人、この人数で私は行ってほしいと思います。

それから、私たちが今までに選んで選挙で出ていただきました。非常に濃い思いで推しましたその方々は、世羅町の議員として私たちは選んだわけです。今度は、新町になりますと、3町の、新町の新しい議員さんを今度は選びたいと思っております。山口町長のお話の中に、やはり議員の質的なもの話をされましたが、やはりいろんな意見を聞いて、そしてゼロで出発して、そして新しい選挙にという意見を持っております。是非そのような雰囲気になればいいと思っております。言葉がちょっと足りませんが、私の思いを述べさせてもらいました。

○上本会長 はい、ありがとうございます。

溝上委員。

○溝上委員 世羅西の溝上です。私も前回の回からずっと、津田ですけども、世羅郡の端っこの津田の方の方のいろんな意見を聞いておったわけですが、在任特例で40名というのはこれはいかにも多いよと、それはすべきじゃないだろうということです。やはり、そうは言うても一般選挙で全部20人で行くかと、これもまた難しい。やはり、町議会議員の選挙というのは、我々有権者といいますか、住民にとって一番身近な選挙なわけなんです。身近な選挙というのは、一番わかりやすいというか、選びやすい方法、当然有権者の方も20代から物のよくわかるというかそういう人からやはり年寄りで入院されとる方も同じ1票は1票なわけなんです。それらが同じような立場、同じような物の見方の中で選挙され、政治に関心を持っていただくということになりますと、やはり身近であるがゆえに余り広い範囲で、しかも人数を少なくするというには抵抗があると思うんです。やはり、この合併という大きな変化の中で、住民というのはそれほど急激な変化を望んでないんですよ。やはり、緩やかでなおかつ確実といいますか、着実に新しい町を作ってほしいと、こういう気持ちがあるわけです。そうすると、やはり合併をスムーズに進めて新しい町をよりよい町にするというのは、住民参加がしやすい方法をとるべきだろうと思うんです。それには、やはり定数特例を使って、第1期目はやはり選挙は選挙ですけども、現在40名というのは多いわけですが、やはり28名とか30名とか、要するに議員さんをより広く周辺からも出ていただいて周辺の意見が中央へ届く、そのような方法をとられるのが、やはり住民が一番安心をし、合併をスムーズに進める方法でないかと思うんで

す。ですから、ここは定数特例を使っただけで、やはりただ経費の面だけでなく、やはり新しい町をつくるために新町において調整をするという項目は非常にたくさんあるわけですから、多様な議員さんの意見を求めるためにも数はここは少なければ少ないほどいいというものではないと思います。ある程度の人数を確保していただいて、住民の末端の意見が中央へよりよく届くような方法を望みますので、定数特例を使っただけでやはり相応な議員さんの数を確保していただきたいと思います。

○上本会長 豊田委員。

○豊田委員 甲山の豊田です。今溝上委員さんが言われたように、急に半分になるということは住民の声が届きにくくなるというような観点から、新町になった場合には28か30人程度に在任特例で議員の数を示すべきだと思います。現職議員としては、このままでできるだけ長くおられる方が楽なんですけれども、これは前にも言ったことがあります、それは住民の間には通らないと思います。私、現職の議員として在任で1年あるいは2年延長してもらう方が住民のためにもいいとかいっても、とてもだれも町民は支持してくれない、あんた自分のことを言うんだらうということで説得力は全くありません。ですから、在任特例はやめるべきだろうと、このように考えます。自分のことを言うってだということにしか思われんと思うんです。

それから、提案は在任特例ですが、今の議員でなかったら新町は、新町のことがちゃんとしてその住民の負託にこたえる議会活動ができんかどうかということがあるのかどうか。あるいは逆に今の議員になれば新町になって困るという理由があるんかどうか。全くそれはないと思う。新町のことを最も真剣に考える議員であれば、古い議員だろうが新しい議員だろうが構わんはずなんです。それにこだわる必要は全くないと思います。だから、新しい選挙をやり直すべきだと思います。

さっき3つの区を設けるという案が出ました。余りこだわらんのですが、世羅郡程度だったらどこへ行っても大体わかると思います。それから、町長さんの場合は区制を設けるわけにはいかないわけですから、全町くまなく回らなければいけないと思ってるんで、議員はそれが回られんというそういう視野の狭い議員では新町を語る資格がない。だから、区分けはすべきでないのが基本だと思うんです。こだわりはしないんですよ、溝上さん。町長と同じレベルでやらなければ議員の資格はないと思うんです、本来。そういう点では区割りはずしも適切じゃなかろうと思います。

また、よくよその方は知らんというようなことがあるというご意見もありましたが、ふ

だからよく回ってもらえばいいと思うんです、知らなければ。そして、選挙のやり方についても最も改良したやり方で、例えば選挙広報をちゃんと発行する。あるいは、インターネットを活用して政策を述べる。あるいは、各地域公民館ごとのいわゆる合同演説会をちゃんとやって、皆さんに政策の趣旨徹底を図って政策本位で選んでもらう。こういういろんな選挙のやり方を新しい町政のもとではやるべきだと思うんです。全国にまれな選挙をやったというぐらい、やはりいい選挙をやれば、新しいまちづくりのしっかりと見きわめた議員を選出することができると思うんです。そういうような展望を持ってやらなければいけないと思います。激変緩和という意味では、30人程度が1期目の選挙としてはよいのではないかと思いますし、それ以後はまた新町の方で本当は考えればいいと思うんですけど、提案の方にありますから、20人という提案がありますから、これに対しては法定数いっぱいの22人にしてやはり住民の声ができるだけよく通るようにしていきたいと、このように思います。

○上本会長 檜谷委員。

○檜谷委員 甲山町の檜谷です。いろいろあるんですが、やはり私は、結論からいいますと、合併特例を、在任特例を使うべきでない。定数は、提案どおり20でいいと思うんです。なぜかといいますと、例えば1つの例があるんですが、甲山町の町会議員が今年の4月にやりました。合併協議会の委員が2名変わられたわけですが、私個人的にはもう最初の委員さんが当然合併協議会に上がってこられるだろうと思っておりました。ですが、途中で2名の方が選挙によって交代をされました。全然合併協議会の中で違和感はないわけです。やはり選挙をして変わるということは、余り変化がないと思うんです。新しい新町になっていろいろ問題があると思うんですが、しかし会長が言われましたように、非常に困難な問題が多くて非常に時間がかかるだろうと。しかし、これからは新町の建設計画の中にもありますが、専門性の高い行政体制を作っていく必要があると思うんです。ということは、これからは地域の中で町議会が、地域の中で推薦をされて地域の代表としたような選挙をしていたんでは、なかなかいい議会にならないだろうと思うんです。やはり、政策が第一に選ばれる選挙をしなくては、これからは選ばれないような時代になってくるのではないかなと思うんです。

私思うんですが、緩やかな合併といいますけど、ここ10年を見ますと急激な変化を起こして我々の社会の中でも大きな変化が今認められるわけです。変化があったから合併をするわけですから、なぜ合併をしなくてはならないかというところがその辺に大きい問題点

があるような気がするんです。やはり、合併を期に、我々は変わらなくてはならないという認識に立って、合併を一つのチャンスとしてとらまえて、新しい新町に向けて議会の熱意ある人がやはり立候補をされるというのが当然な権利だと思うんです。

で、もう一つ在任特例を使いますと、提案されてるのは1年特例を使うわけですが、1年間特例を使うということは、新しい志の人が1年間立候補できないということなんです。このことは非常に重要なことだろうと思うんです。新町のスタートから1年間後にできないと立候補できないということがあります。その辺もつけ加えて私は定数については提案どおり20名、在任特例は反対という意見です。

以上です。

○上本会長 はい、ありがとうございます。

新井委員。

○新井委員 世羅町の新井でございます。在任特例の問題ですが、今朝の中国新聞へ出ておりました。5ページにも記載してありますが、東香川市が4月1日から2年間の特例法を利用して発足したところですが、議員数42名、そしてそのため、特例法を利用したために今度は住民投票という機運が高まった中で、24名の議員さんが辞職表を出されたというのが今日の新聞に出とります。これらが完全なる特例法の失敗じゃあないかと思うところです。そしたら、残った議員さん18名と、こういうようになったら、それは市の運営ができなくなるんじゃないかと。今日の中国新聞を見ていただければこういうような記事がきっちり載っております。そういう意味も踏まえて私は、特例法はもうなしで即選挙で、今3町の議員さん40名おられますが、新しく投票してこれが全部白紙じゃないわけです。やっぱり投票で高得票の人らが残られるので、新町の運営にも何の支障も来さない。また、執行側は3町の執行者は全部残るわけですから、幾ら議員さんがそれは22人になっても運営はきっちり少数精鋭でできていくと思います。それだけのやはり気力のある人が出ていただきたいと思います。ですから、私は、特例法なしで即選挙という方法が住民からの訴えも多数聞いておるところです。

以上、私の意見です。

○上本会長 いろいろ意見が上がってます。いま少し時間。

石岡委員。

○石岡委員 甲山町の石岡でございます。私は、前回の折に定員は20名ということで4年たったら18名ぐらいにしてもいいんじゃないかと、こういうことで延長はなしという

ことを言ったわけでございます。そういうあれを持ちまして、ところでのみ集会がある場というよう、五、六十人の方に通を私の意見として聞いてみたわけですが、在任特例というのはまず95%ぐらいない方がいいということでございました。それと、定数のことについてはこれは22がいいという人が3分の1ぐらい、20がいいというんと、それから18ぐらいでいいんじゃないかというような意見がございました。

そういう中で、今聞いている中で、選挙して新しい議員さんが混じったんじゃない分でいかんとうまくいかなのんじゃないかというような意見もございましたが、私が思いますのには、新しい議員、古い議員にかかわらず、出られる方は立派な議員で今なっとられる方は皆立派な方ばかりで選ばれた方でございますので、できんことはないと思うし、一切それは関係ないと思います。それから、今度新しい町長が立派なんが出られる。それから、職員がしっかりしとるんですから、十分できるんじゃないかと思っております。

それで、私が20というあれは、先般新聞に出とりました神辺町が24の定数で、県下で一番議員の数が、定数が多いということで22に減したというあれがあります。それで、神辺町が4万二、三千で市になってもいいというような町でございしますが、それで22にするということに比較をしますと、これは非常に多い数じゃと思うんですが、提案された20ぐらいが妥当じゃないかと私は思っております。

以上でございます。

○上本会長 井上委員。

○井上（忠）委員 失礼します。今多くの方の意見を聞きまして、私当初から在任ということで取り組んでおりますんで非常に発言しにくいといえますか、皆さんとは相反したことを発言するわけなんで、非常に苦しいといえますか、苦しい立場に立ってますが、ただ今皆さんの意見を聞いてる中で、本当にそれはごもつもの意見だと思います。だから、それが理解できない、私個人の意見なんです、理解できないわけではありません。ただ、今在任とか定数とか特例、使用すべきでないという意見が大多数というよりは98%ぐらいこの委員会の中ではあるんじゃないかと思うんですが、ただ私が感じてますのは、なぜ特例なのか、なぜ特例を国にせよ県にせよ設けたのかということを実際に考えていただきたいと思います。ただ、これが議員のためにあるんだと考えるならば、今皆さんが、だけど今現在の各町の議員構成を見たときに、やはりそれぞれの中でだったら今までも例えば世羅西町の場合は12名ですが、もう要らないよと、6名でいいんじゃないか、3名でいいんじゃないかという意見があつて当然だと思います。各町そういう意見があつて

当然だと思います。だけど、やはりそういった部分にも各町定数いっぱい使ってませんが、何らかの減をもって定数を公表し、その定数をもって各町のそれぞれの代表として議員活動をしてます。やはり、少数精鋭というのは、私はいろいろ過去に経験させていただきましたけど、なかなか難しい。本当のことをいって難しいと思うんです。言葉にするのは簡単です、少数精鋭でいいじゃないか、20は多いよと、新しい町だから10人でいいじゃないかというのも最もだと思います。だけど、果たして本当にそれで本当に地域住民すみずみの住民の声を本当に行政の中へ反映することができるだろうかといったら、大変それは代表で出られた、例えば10人にせよ20人にせよ、その方々の責任というのは大変大きいと思います。もちろん立候補するんですから、責を負って出るわけですから、当然そういう活動はしなくてはならないと思います。だけど、やはり大変失礼な物の言い方をするんですが、ここに参加されてる委員の方々は、例えば町会議員がいなくても町に対して物を申すだけの力をお持ちの方々だと思います。だけど、私たち現職の議員としていろいろな活動をする中で、やはり町に物を申すためにはどうしたらいいのかわからない町民の皆さんもたくさんおられます。実際そうです。そういった方々の声をやはり吸い上げて行政へ反映していくというのが、我々の議会議員のやはり活動の根源だと思います。

そういった部分の中で、だったら20ではできない、10ではできない、何人ならいいのかという人数の問題になると思うんですが、私当初から申し上げてますように、やはりスタート時点では今会長も先ほど申し上げましたように、今この合併協の中で決まってることっていうのは確認だけです、実際言って。細部にわたって決めていくのは、新町の議会議員の中で決めていくわけです。その中で、やはり世羅郡3町の中の多くの住民大乗として出てきておられる方々の声をやはりその中に盛り込んでほしい。特に世羅郡3町が合併した場合、必ず周辺の方々っていうのは非常に歩いてみて不安を抱いとられます。そういった方々の意見は、今の段階だったら皆さんが持ち寄ることはできると思います。だけど、20人という中でやっていくとしたら、大変な活動量になると思います。それを短時間のうちに集約することは、非常に困難だと思います。そういった中で私は在任ということをお願いしてきたんです。

そして経費面、確かに経費は多く余分な金がかかると思います。だけど、私が考えてますこの経費というのは、例えば世羅郡3町が合併した場合、3町の当初予算、恐らく百二、三十億円となると思います。そして、特例が10年間、要するに120億円掛ける10、1、200億円の行方ある程度定めていく、スタートを切る、そのときに果たして

本当に少数精鋭で本当に理想の皆さんが掲げておられる世羅町、新町の世羅町というものが本当にスタートを切れるんだろうかどうかということ考えたときに、非常に不安な部分があります。

そういった部分で私は当初から在任、しかも会長が提案されたときになぜ1年なのかということも私申し上げたと思います。当初予算、新町の当初予算を確認するためには、いろいろな今まで確認事項をどう最終的に切り詰めていくのか、皆さんはずっと当初から金がないから合併をするんだというのはだれも発言されてると思います。そういった部分で、特例を使うことによって多くの金が必要となる。だから不必要なんだと言われるのか、我々は住民サイドから立って議員活動をするならば、やはりより多くの目があった方がいいというのが私の考えです。ただ、その中で甘えがあって将来延々と10年間、40人で議員がやっていくというのは非常にそれはだれが考えても理不尽なことです。要するに法的に定められた20人前後のところでおさまるのは当然だと思います。

それはそれとして、だから先ほど檜谷さんですか、発言があったように、例えば新町において新しいスタッフによって新しい考えで新しい町を築いてほしい。それは確かにそうだと思います。だけど、今現在の中で私に、例えば私に例えます、他人さんどうかわかりません、甲山の向こうの端のことの細部にわたっての発言は私はできません。断言します。逆に言ったら、僕は立候補するとするならば、世羅郡じゅうを回ってみなくちゃならない。それには時間が余りにもありません。だったら、甲山の隅々の、あるいは世羅町の端の世羅西は、世羅西は大体わかってるんですが、そういった皆さんの意見を新しい新町の中に盛り込むことは私にはできません。こういった発言をすると私は議員になれないと思いますが、それはそれでいいと思います。だけど、それが現実です。

そういった中で、今3町を見たときに議員の配置、それぞれの町においてうまく配置されてます。それは何かと言ったら、住民の皆さんが我が地域の代表として行政に参加してほしいという思いがあつてうまく配置されてるわけでしょう。その配置を半分にするわけです。少数精鋭、恐らく新町にわたって今の議員が半分辞任するっていうことはないと思いますから、それぞれの地域の中でそれぞれの方が立候補されると思います。その中で半数に絞り込むんです。そういう作業を住民の方はしていただかなくてはならない。もちろん新町においては、議員の考え方も変わらなくてはいけないし、逆に選挙をしていただく住民の皆さんの考え方も変えていただかなくちゃ新しい町は誕生しません。そのための作業として猶予期間、甘いと思われたら私の思いとは違うんですが、猶予として在任特例を使

っていただいて、各町を現職の議員あるいは新しく立つ方は別として、せめて現職の議員だけでも各町をしっかりと把握して、行政に取り組んで一応地ならしをして、その中に新しいまちづくりということをしていかないと、私は新町、3町合併してうまくいくとは考えてません。だから、そういった中で私は当初から私1人だと思っておりますが、在任ということ希望してます。それが3町にとって、あるいは地域住民の皆さんにとって、そして特に中央部以外、周辺の皆さんの住民の皆さんにとって、ああ合併してよかったなというまちづくりができるスタートだと思っております。そういった部分で私は在任を当初から、ただ1人ではありますが、声を大きくして訴えているのが現実です。その部分は、皆さんに理解してほしい。非常に、だから今現在のままでいくと、この空気でいくと、私の言ってる在任なんていうのは恐らく取っ払われると思いますが、ただ当初から20人っていうのは私は非常に厳しいと思っております。その責任を負って出なくてはならないのは当然だと思っておりますが、非常に厳しいから、やはりその部分は各委員さんの中でいろいろな手段を考えて取り組んでほしいと思っております。1, 200億円、要するに10年間特例がおりたとして、順調におりたとして、1, 200億円の行方、この世羅郡の中でどう使うか、どう生かしていくかという一応地ならしをするスタートですから、その部分ではやはりある程度は経験を持った人、そして各地域の人がわかってる人を交えた上でスタートを切ってほしいという思いがあります。私は、世羅西町の議員ですから2月に選挙を受けますんで、新町になってもこの、例えば議員としての席におられるかどうかは私はわかりません。だけど、そういったことも含めて、非常に新町だから新しいスタート、何もかも新しくいい、古いものを捨てていくというのは、すべていいとは考えてません。そういった部分でどうか、たとえ形が変わってもいいと思っておりますが、やはり地域住民、周辺地域住民の皆さんの意見が、新しい町へ盛り込むことができる形を作ってほしい。やはり数は力です。少数精鋭、それは非常に難しいと思っております。それは、やはり究極の論議であって、いろいろな経験を積み重ねた上での最終段階だと思っております。

今皆さんの意見を聞いとる中で、非常に私ひねくれて感じる中は、とるとするならば、要するに今皆さんの発言の中、あるいは地域住民の皆さんの発言がそうあるんだと言われるのは、議員不要論なんです。だけど、行政は議員によって議会制民主主義によって動いています。それは、すべて地域の住民の皆さんにすべて返っていきます。その不満を少しでも少なくするためには、やはり多くの方の目、口、耳は必要だと思います。その部分の人数に関しては、いろいろな議論を重ねて折り合うところを寄合って、最終目標は20

人でも18人でも結構です。だけど、最終目標にいち早く到達するのがいいのか。やはり時間をかけて最終目標をきわめるのがいいのかということ、皆さんで考えてほしい。私は、もう何も言うことはありません、1人ですから。お願いしたいと思います。

○上本会長 黒木委員。

○黒木委員 今井上委員さんからの話でしたが、気になるご発言が二、三あるんです。というのは、議員不要論とおっしゃった。私どもここへおります委員は、議会制民主主義の大事さというのは十分知ってるはずです。まして、議会不要論などを全く申し上げておるつもりはございません。

それから、今の地方自治法の中に定められておる人口規模による議員の定数というのが決まっておりますね。その範囲で我々が話を申し上げるとして、その話の中で精鋭主義だとか何とかいうふうな話が出ておりますけれども、22というのは法定数で自治法という法律で決められた数ですから、これが少ないなどということは言うのはちょっと問題があるんじゃないかと。

それから、もう一つ井上委員がおっしゃられる甲山町の端っこのことはわかりませんと、こうおっしゃった。いや、議員さんが全部が全部町の中の隅から隅までわかっておる必要はないんです。議員さんていうのは、住民の声を吸い上げることも大事でしょうが、自分の主義主張を持ちながら、町の行政に対しての監視役のこともありましょうし、注文をつけることもありましょうし、そういうことをやっていくんでして、大局的に物考えるということが大事なんであって、いや甲山から世羅西へ行ったらありゃこっちに流れておった川がどっからふっと見たら今度は向こうに流れておると。じゃあその境はどこかなと調べても、甲山のものを知ってる者はよけえおらんと思います。そりゃ世羅西の方だったらわかるかもわかりません。例えば、自然のものにしてもそうだし、まして住民の気持ちがどうかっていうようなこと、それから道路にあそこ舗装してあるかないかというようなことを隅々まで知っておる必要はないんです、そのこと。

それから、5人でも10人でもええ、少ないほどいいじゃないかというふうなお話もございましたけれども、先ほど申しましたようにその法定数の中で我々が議論申し上げるとして、それじゃあ法定数の上限22がいいか、そこの20がいいかというそこは議論はある。で、皆さんがその思いを申し上げておるんでして、その辺はひとつご議論をさせていただかなきゃいけないと思いますし、それから現在出ておられる議員さんは、選挙で選ばれとるわけですから、そりゃ住民の代表であるわけです、一面。しかし、さっき皆さん方

がおっしゃっておられるのは、それぞれの地域で話をされた中で、いや議員の定数は22がええか20がいいかはようわからんけれども、新しい町になったら新しい議員さんでと。その新しい議員さんというのは、現在おられる議員さんも含めて新町での新しい議員さんですよ。だから、そういうみんなの思いがほとんどがそうだというのは、皆さんがそれはもう認めてらっしゃると思うんです。そういうことにやはり世論に敏感な議員さんでなきゃいけないんじゃないかと、私はむしろそう思うわけです。

この特例法ができるとというのは、それは合併にいろんなパターンがありますよね。大きな市に吸収される町、あるいは三次のようなのが典型的な合併のパターン。それから、この世羅郡を見れば、本当に昔からの同じ仲間が一つになるようなものですから、それは心配されることはないんじゃないかと。もう法定数どおりいって、即選挙になっても別に問題ないと思います。

それから、先ほど石岡委員がおっしゃった神辺の例がございましたが、神辺は昔から、昔といっても昭和30年に合併してからずっと1町で来た町です。大きな町なんです。ですから、あそこが4万何ぼおって22とかいうふうなことがありますけれども、それは世羅郡の新しい町になったときに当面は法定数で認める22をいって、それから先は必要に応じたら減していくことも可能であろうというふうに私は申し上げとるんです。

それから、世羅西が4,000余りの人口でおられて、非常に議員さんの数が減るんじゃないかというふうなご心配があるんじゃないかと思うんです。そのことについては、この前も申し上げましたように、必ずしも人口の少ないところが人口に比例して議員の数が減るというようなことでなくて、この間甲山の青近の、私の住んでる青近の例も申し上げました。その心配は全くご無用だと思いますし、世羅西から人口割にすれば非常に多くの議員が出られる可能性はあると思うんです。

ですから、私は井上委員がご心配なさることは一つもないんじゃないかと思ひますし、どうか井上委員さんようわかったと、ひとつ在任特例も適用せずにひとつ新しい町でまたやるんで頑張るからよろしゅう頼むとおっしゃっていただければいいんじゃないかと、こんなふうに思うわけでございます。

○上本会長 井上委員。

○井上(忠)委員 非常に黒木委員さん激励をいただきましてありがとうございます。そういう部分では、十二分に頑張りたいと思ひますが、決して私よく発言する中で誤解を招くんですが、私は極端なことを言ひます。中途半端なことを言ひたつてそんなことで判

断できるわけないと思ってますから、極端なことの発言をして誤解を招くんですが、決して私議員不要論といってるわけでないし、私は議員を増やしてくれって言ってます。必要と言ってるんです。だけど、皆さんの中では、もちろん黒木さんの言われた議員定数、それは当然なことですから、どこの町もそれを守ってます。だけど、私が言ってるのは、今新しい町のスタート時点だけはこのことを言ってます。これを延々と続けてくださいと言ってるわけではありません。

そういった部分、そして今非常に私一議員としてもし再度新しい町で出れるとしたら、非常に力強い言葉をいただいたと思うんですが、隅々まで知る必要はないという発言をしていただきました。ありがとうございます。議員は、隅々を知る必要がない、自分のエリアだけを知ればいい、逆を返せばそうですね。それじゃいかんと思うんです。やはり、隅々まで知った上で、もちろん自分を支持してくれた方々の力は借りなくてはならないけど、やはり世羅郡を語るときに、隅々を知らずして世羅郡を語ることはできないと思います。だから、知ることは知らなくてはいけない。それがえてして要するに今からどういう形になるかわかりませんが、区の代表になってしまうんですよ、議員が。自分の足元を守らないと自分は議員に出れないという現実があるわけです。それは隅々まで知る必要ないという結果でしょ。だけど、皆さんが言ってるのは、新しい町を作っていこう、新しいスタートを切ろうと言ってるんですから、どっかの部分ではやはり隅々も本当に重箱の端までではないけど、ある程度は把握してなかったら物は語れないというのが私の思いです。だから、そういった部分では、やはり知るには余りにも時間がなさ過ぎる。そして、現実的に行政の内部のことについてもやはり3町の中の調整はまだ何も進んでないという思いがあります。それで、新しい町は新しい議員で、それは当然だと思います。だから、皆さんの言われてることは私は重々わかってます。だけど、スタートだけは、スタート時点だけはやはり多くの目で取り組ませてください、取り組んだ方がいいんじゃないですかということを申し上げてるだけで、それはだめだと言われるんならどうも民主主義の世の中ですから、やはり1対30とかいう数になれば私は権限ないわけですから、非常に私は申し上げにくいことを堂々と言ってるつもりなんです。それが現実だと、私は議員をさせていただいてその中でいろいろなことを感じてる部分というのはそうなんです。だから、そういった部分で、せめてそういったことを少しでも一緒に考えてほしいなということを一生涯命言わせていただいています。

○上本会長 檜谷委員。

○檜谷委員 甲山町の檜谷です。井上委員、誤解があるようですが、不要論というのは、私は住民の中にはあると思います。先ほど黒木さんも言われましたが、私は重々大切さを知ってますが、住民の特に若い人の多くにはあると思います。その要因を作ったのは私は議員さんじゃないかなと思うんです。選挙のたび、例えば組内とか自分のエリアを固めてしまって主義主張は余り主張しない、とにかく頼む頼むである票を固めてしまう選挙が往々にして多いんじゃないかなと思うわけです。やはりそうすると、自分の主義主張というのは余り語られない。聞く方も、まあ仕方がなあ、あの人が頼みにきたけえ断りにくい、断ったら後顔を合わせたときに非常にやりにくいというふうな、逆に言うと田舎風選挙が往々にしてあったと思うんです。これをずっと続けると、例えば地域の中で今回提案されています一つの案ですが、40名が例えば20名になったときに、半数に減らして自分の地区を倍にして頼んで歩くわけです。そうすると、今までと同じ選挙をしてしまう。余り主義主張に走らない選挙をして、とにかく票数だけを確保しようとする。で、その中には自分が選んでもらうんだという認識の選挙だろうと思うんです。しかし、これからは、住民が選ぶ選挙をしなければならないと思うんです。住民がやっぱり変わる必要があろうと思うんです、新しい町になるんだから、新しい時代が来るんだから。そうは言ってもなかなか難しいと思うんですが、現実には。現実には難しいと思うんですが、そういった選挙をしないと町は変わらないと思うんです。新しい町にだけなつて何も変わらないと思うんです。やはりそういった理想に近い選挙をしていただかないと、私は難しい選挙になるんじゃないかなと思うんです。特に、新町になって広い新しい町でそれは隅までわかれというのはそれは難しいかもわかりません。しかし、自分の得意なエリア、自分の得意なところをやっぱり有権者の方にしっかり訴えていただいて、やはりその信任された方が力を出せばいいと思うんです。やはり非常に私は井上さんの立場だったら同じことを言うと思うんです。私もやはり井上さんの立場と同じだったら同じことを言うなど、つくづく今感じてますが、しかし我々は今提案されとる件をそのまま飲むと、我々合併協議会というのは何のためにいたんだろう、そういうふうな感じもします。やはり、住民の声というのは、やはり特例を使うべきでないというのが大方の意見です。そのことは、新町の住民に私は認識されると思います。信任されると思います。私はそう信じています。

○上本会長 徳光委員。

○徳光委員 世羅町の徳光です。前回私はこの提案を支持した一人でございます。13回、14回と同じ提案をされているということについては、非常に提案者としてお心遣

い、お気持ちを痛められたんじゃないか、いま少し考える時間をいただいたように思っております。

前回の提案につきましては、多数の委員さんの大変厳しい、今日もそうでございます、反対の意見が出ております。この多数の意見は、真摯に受けとめなければならない、また尊重されなければなりません。先般、14年度決算も出されております3町の公債費率と20%、多少の差はございますが地方債が制限されるんじゃないかなろうかというような値まで来ております。また、経済収支にも90%と、理想の70%を20%オーバーして、これも大変厳しい広島県、広島市に似通っているんじゃないかなろうか。15年度予算におきましても基金が数億円取り崩さないと予算が組めないというような状況にまで来ておるようには思います。そういう厳しいことを知りながらも、あえてまた意見をさせていただくようでございますが、合併後の住民サービスが低下しないように、少子・高齢化の中山間地で集落が崩壊していくのを目の当たりにしまして、公民館運営、また集落自治、住民自治等理想的な自治組織もいまだ示されていないのが現実だろうと思います。合併前がよかったと言われないうちにも、弱者や少数の意見を配慮されました提案が再度なされますよう、これは私の意見としてお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○上本会長 荒瀬委員。

○荒瀬委員 甲山町の荒瀬です。私の意見といたしましては、ここに上げられてるものについての意見としましては上限の22名、それから期間については特例なしということ、それから選挙区を設けないということで前回もご意見を申し上げたわけですが、今日の井上委員さんのご発言の中にありました議員が大事である、議員が大事であると思うからこそ、この私としてはこの意見に賛成という気持ちがございます。

といいますのは、この新しい町の出発を機会に、新しい形の選挙、旧態依然とした今までのやり方ではない、今私の年齢から若い方の意見が主でございますけれども、今までの選挙のやり方では、先ほど檜谷さんがおっしゃったようになかなか議員としての活動をして、本当にしていただいているんだろうかと思う部分もございました。じゃあこれで選挙をやって新町がうまく動いていくんかって聞かれますと、ちょっとそれはいや絶対いいようにいきますよとは申し上げられませんが、希望として、やっぱり何かが変わっていかねばいけないんじゃないかと思うわけです。で、そのきっかけになってほしい、きっかけにならなきゃいけないんじゃないかと思うのが、この数の問題、任期の問題にあ

と思うんです。井上委員さんが先ほどおっしゃられた表面に出された言葉の中にお持ちの意思、気持ちというのはすごいものがあると思います。ですから、そういう意思を持った方々に新しい町を頑張ってやっていただきたいと思う気持ちがあるわけです。

人数が減るということに関しては、立会演説会等を小まめにやっていただければ、その人すべてがわかるわけではございませんけれども、甲山町でも過去2回個人演説会があって、大分選挙のあらわれ方、結果のあらわれ方が変わってきたように思います。やっぱりその立候補された方の人となり一人でも知っていただく機会を設けるということを考えていけば、対処できるんじゃないかと思います。端っこの方の地域までわからないというご意見でございましたけれども、それはすべてがわかるというのは無理だと思います。ただ、聞く耳と聞く方法と知らせる方法を何かないかという気持ちを常に持っていただく方であれば、それなりに対処していただけるんじゃないかという希望を持っております。私の意見の一番の根拠になってるものは、やはりこれを機会に何かが変わってほしいという期待感を込めて、この意見を持っております。

以上です。

○上本会長 幾島委員。

○幾島委員 世羅町の幾島です。先ほど、ちょっと二番せんじになるところが多いんですが、井上委員の議員不要論の話を聞いたときに、ありゃと思いました。やはり井上さんがいなかったら困るなと思う方がたくさんおられるのになと思って聞きました。このことについてはいいとして、黒木委員さんがおっしゃいました甲山町の隅々まで知らなくてとはということなんですが、やはり木を見て森を知ることがあるんですけど、やはり住民のいろんな声などを吸い上げていけば全体が見えるんじゃないかなと思っております。ちょっとそこら辺が強調されたもんですから、私の受けとめ方がよくなかったのかなと思いつつながら、ちょっと井上委員にそのことを言いたいなと思いました。

それから、長いお話の中で、この協議会は認定するだけだからあとは議会があるんだというようなお話ではなかったかと思ったんですが、大変そこが私引っかかりました。私たちは、この協議会でそれは認定だけさせてもらうためにここへ来ておるんだと思うんですが、最後のそれは決定するとき、最終的に決定するのは議会なんだぞというような言い方は、私ちょっと引っかかりました。そのようにおっしゃいましたね。あなたの気持ちを聞かせてもらいたいんです。

○上本会長 短い時間で質問お願いいたします。

○井上（忠）委員 はい、どうも私が集中攻撃してるような、非常に光栄に思ってます。要するに、仕組みとして議会制民主主義ってのは、最後を決めるのは議会だぞとって非常におごってるわけじゃないんですけど、現実がそうなんです。それだけはきちっと皆さんはご存じだと思いますし、私の発言の仕方が悪かったんならお許し願いたいと思いますが、決しておごって言うわけではございません。それが現実です。そのほかのことはちょっと。

○上本会長 水間委員。

○水間委員 甲山町の水間でございます。前回のときも申し上げましたんですが、私はあれから気持ちは変わっておりません。と申しますのは、本日の提案になっておりますこの議員の任期、定数の問題については、私はもうこの提案されとる内容を支持をし、賛成をする立場からもさせていただきたいというふうに思います。

私も現職の議員でございますので、てめえの話というふうに思われるかもわからないのですが、私はこの前も申し上げましたが、議会議員、世羅郡の40人の議員の皆さん方の意見等も聞かせていただいておりますし、また住民の方の意見も私なりに聞かせていただいておりますので、多少皆さん方とその住民のご意見の受けとめ方が違うところがあるかとも思うんですが、私は私なりにちょっと話させていただきたいというふうに思うんですが、前回も申し上げましたが、この定数の20というのは、先ほどからありますようにこうした行政とか議会というのは、類似団体というのがございますが、この甲山、世羅、世羅西さんはちょっと人口が少ないんですが、世羅、甲山人口規模のところは14町があると思いますが、そこで見ますと、定数を条例で決めとるのが18から20です。18が多いんですが、先ほどもありましたように広島県の町の中で一番多い4,000ちょっとだったと思いますが、神辺町が22、これを20にされるというふうになっております。そういうことから定数の20というのは私はいいところじゃないかなというふうな感じを持っておるところでございます。

また、在任特例でございますが、これは私は議員のためのこうした特例ではないというふうに思っております。住民の方々がそれは在任は使わん方がいいんじゃないというふうな今皆さん方の意見は多数がそうであります。そういうことになればそれで私は結構だろうというふうに思うんですが、住民の中にもいろいろなご意見がございます。もちろん議員の中にもあるわけでございますが、これは先ほどもございましたが、やはり新しい町がどういような町になるんだろうかというふうな非常な不安は私は住民の方は持っておられ

るというふうに思うんです。で、特に議会の方では3町それぞれに特別委員会を持っている行政、また合併について議論をしてきておるところでございます。こうして今回が14回を迎えましたが、これ以前の任意の協議会へも議会も出ておりましたが、そうしてずっと長い間こうした議論を重ねてまいっております。この合併協議会というのは、合併、新町が発足する時点でなくなるだろうというふうに私は思っておりますが、それを新町ができたときに新しい町長さんが決まるまでに町長の職の執行者というのが決められて、その方が暫定の予算を作っていくだろうというふうに思っております。よその例を見ますと、そうするとすぐに臨時の議会を開かれて、そうした新しい町が発足するというのが、よその例を見ますと全部そういうようになってる。それから、2回、3回ぐらいそうした臨時の議会を持って出発するというふうに私は聞いておるところでございます。そして、50日以内に新しい町長さんが出られて、いよいよ本格的なその本予算が決定されるということでございます。私は、そういうことを思いますときに、やはりこうした日にちと、そして熱心なこうした議論がそうした新しい町に本当に継がれていくということが、私は是非必要だろうというふうに思います。こうして皆さん方の熱心な議論がやはり生かされていかなければならないというふうに思うところでございます。

また、選挙につきましても、確かに言われるように新しい町は新しい者が選んだ者だというふうなことは確かにあろうと思えますし、私もそれがいいと思うんです。思うんですが、やはりその隅々まで知らなくてもいいというふうなことがございましたが、議員でなしに私は住民の方々が世羅郡内をよくといいましてもわずか1年ではそう大したことはないかもわかりませんが、やはり今まである各3町の法人の町がなくなって新しい世羅町という町になるわけでございますが、住民の方々がそうしてわずか1年でもいろんな新しい町の町民としての交流の中でそれぞれ住民を知っていただいて、その本当に新しい町での議員を選んでいくというのに私はそれだけの期間があった方がいいんじゃないかなというふうに気持ちを私は持つておるところでございます。もちろん最初から言いますように、私はこれは住民のための議会であり、行政であるということを基本に置いての思いでございます。そういうふうなことで、ひとつスムーズないうんでしょうか、余り大きな変動のない形での新しい町への移行というのが、住民の方々が私は望んでおるだろうという気持ちを持ってこの提案に私は賛成をする一人でございます。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 先ほどから聞いております中で、少数精鋭というのが出てくるわけですけど

も、小数というのはこれは数だからある程度わかるわけですが、精鋭となるとさっぱりわからんわけです。いろいろ演説会か何かでやったらいいとか各町そういうふうによく主義主張をして回ったらええとか文書で配ったらええとかおっしゃいますけども、実際に精鋭かどうかというのは、議員さんになられてほんで働いて、その働きを見て判断するということだろうと思うんよ。してみると、最初から少数精鋭ってないんで、やはり最初は、合併当初というのは、やはり20だとか22でなくして、ある程度数を確保して、その議員さんの中から修練されていって、次の段階では18あるいは20、22、ここらに落ち着くのはいいと思うんですが、最初から精鋭を選びなさいっていうのは、これは選挙民にとっては非常にわからんで、ただ上手にしゃべった人が精鋭なんか、あるいはうまく文書を書いた人が精鋭なんか、非常に言葉遣いのいい人が精鋭なのか、男前の人か精鋭なのか、そんなことはわからんのです。ですから、やはり最初というのは、数は必要だと思います。それから、やはり本当に働きを見て、次の選挙は少ない数でいって行く、その段階が必要だと思うんです。そのことが選びやすいとか、我々住民が理解しやすい形だろうと思う。恥ずかしい話ですけども、世羅西の今町会議員さん12人ですか、ほんで一般住民の人に聞いてみますと、この12人の名前が全部上げられるっていうのはそんなにたくさんいないんです。それは甲山町でも、恐らく世羅町も同じと思います。というのは、我々のところは知った人は知っとるんです。ところが、ちょっと若い人、あるいは年上の人、その自分のテリトリーだけわかるんですけど、全員、世羅西12人おってだれとだれですかってこれ全部上げられる人はそんなにたくさんいない。そんな現実なんですよ。ところが、これは合併した中で次の選挙からはやはり精鋭という形で選べると思うんですけども、やはりこれはやってみんとわからんです。ですから、最初はやっぱりそれなりの数を設けて、いろんな個性のある人が出てこられると思いますが、是非選ぶ機会を、いわゆる選挙する有権者の側から見て、やはり多様な人に出ていただくというのは非常にいいことで、また数も必要だと思います。ですから、余り少数精鋭ということは初回はなくて、やはり定数特例を設けていただいて、数を確保してまず1回目の選挙をやると。次からは本選挙で、一般選挙でやはり20人というふうなことは結構だと思います。私の意見です。

○上本会長 佐藤委員。

○佐藤委員 甲山町の佐藤です。かなり若輩者ですので、若い立場の意見でしか言えないと思うんですが、私、まず先に私の結論といたしますと、人数は余り私は経済のことでは思

わないので22名とか30名とかそれに関しては余りこだわりはありません。ただ、選挙は是非していただきたいんです。それと、選挙区は設けていただかない。それがあります。先ほど溝上委員もおっしゃいましたけれども、私は先ほど言われたように甲山町の議員さんのすべての名前が浮かびません。で、ましてや世羅西とか世羅町の議員さんというのは、全く知りませんでした。ただし、この席に来させていただいたことによって、かなり政治にも関心を持ちましたし、逆に井上委員さんには是非甲山町の私宇津戸ですので、是非宇津戸にも来ていただいて、その明快な意見を若い世代にも訴えていただきたいんです。正直、この場に来たときに何をおっしゃってるのかわからない、一体この人は何が言いたかったんだろうかっていう意見もよく聞きますし、合併協議会に来るようになりまして、行政の懇談会にも顔を出させていただくようになりました。その際も、結論は何が言いたかったのかっていうようなことを言われるんです。で、あと選挙のときだけといたらちょっと語弊があると思うんですけども、選挙のときに議員さんの方々の意見も聞いて、聞かせていただきますし、こちらも意見が言えるんです。今回の新町の合併の建設計画にしても、ほとんど確認で、新町になったときに決められることが多いんです。で、先ほどおっしゃったように、議会が決めていく、新町の議会が決めていく、その議会の議員さんを決めるのは選挙しかないんです。ということは、住民が新町に対してどういう意見を持ってるかっていうのが、ここの場にいない住民さんが言うのは、選挙のときしか言えないんです。だから、選挙でそれをしっかり聞いていただいて、それを議会に反映していただいて新町を決めていただきたい。そのためにも是非来ていただきたいし、選挙をしていただきたいんです。

○上本会長 井口委員。

○井口委員 甲山町の井口です。ちょっと申し述べさせていただきます。私、世羅郡3町、1万6,000人の有権者数を20に割りますと、1人800票、そうすると戸数に直すと300か400と、決して大きい数字じゃなかろうかと思えます。それが一つ基礎票になってると思うんですが、町会議員さんの場合。ですから、定数は20人ですけど、これから人口減少の過疎の町です。減っていけばまた当面またそれを考えていただければと思えます。

それから、特例は、ほとんど議員さんも新人の方が過半数を占めることはまずあり得ないでしょう。ほとんどの方が、経験ある方が議員をされるわけですから、特例はなしで行っていただければと。といいますのも、合併素案ということもいろいろ十分審議され、予

算もこれされとるわけですから、ですから新たに特例で本議員さんで審議をするということもなかろうかと思えます。

以上です。

○上本会長 岡本さん、手を挙げられましたよね。はい、じゃあお願いいたします。

○岡本委員 それでは、私は、特例は使うのは反対なんです、結論として。そして、このたびのことで議員活動のあり方とかそういうのがとっても議論になってよかったと思うんです。やはり私が思うのは日常的に主義主張のできる議員さんを選べるように我々がならなきゃいけないんであって、そして活動する議員さんの生活の保障というものを見直さなければこのたびいけないんじゃないかと思えます。

以上です。

○上本会長 時間が大分昼前になつとるんで、簡潔にひとつお願いいたします。

○松岡委員 私は、世羅西の松岡でございますが、簡潔にということで、簡潔に申し上げます。

この法定協は、小委員会の積み上げで、小委員会で決まったこともございましょう。それがこの法定協で人の揚げ足を取ったり、こうしたことの議論では前へ進まない。非常にわしは残念に思うんです。

○上本会長 松岡委員、ちょっと発言の趣旨が。

○松岡委員 いけませんか。はい。それで、世羅西の、いわゆる町民は、4,000足り足らずでございますが、非常に現在まで一体となってあらゆる事業を推進してまいりました。それを議員さんも住民の意見を聞きながら一生懸命やってきた議員さんばかりです。それで、圃場整備も100%、井・排水は一部残っておりますが、これは目谷ダムの水が解消すればすぐできるというような状態でございますが、なかなか農業問題も大変でございます。甲山町に聞きますと圃場整備は途中で中断したと、農業も厳しい状態を迎えております。

そうした中で、こうして合併をしていくということになれば、今は議員数の問題ですが、新町を1区として選挙した場合にどうなるかわかりません、固まるかもわかりません。そうしたことがありますので、公平なる議会、政治を、行政をしていく上には、やはり私は選挙区を設けるべきであると、最初は。その次からはもう全町、新町1区としてやってもいいと思えます。そういうことを私は強くお願いしたいということで終わります。

○上本会長 ちょっと長時間休憩を挟まずにずっとやってきましたんで、昼の時間になっ

でございますので、まだご発言の意思もあるようですが、一応ここで午前中の会議を中断させていただきます。

1時に開会します。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○上本会長 それでは、時間になりましたので再開をさせていただきます。

今朝ほど来休憩もせずずっと協議をいただいておりますことを感謝申し上げます。引き続き発言という意見をしたいという思いがあるのではないかと思いますので、いまして協議の時間を設けさせていただきます。ご発言ございますか。

小川委員。

○小川委員 それでは、一言だけ私の思いを言わせていただきますが、私は宇津戸からまだ議員生活1期でございますが、その中でこうしてさまざまな委員の皆さん方の意見をお伺いする中で感じたことをちょっと申し上げますが、現実に議員をやらせていただいて1年目は本当にわかりません、これ。そりゃ一般質問ではどこをこうせにゃいけんということはわかるんですが、ある程度の自分のこうあるべき姿というものは描いていても、議会という一種独特の雰囲気、そしてまたそういう中で活躍という、意見を述べることができないし、それは自分の能力のなさとは思いますが、そういうことがあります。それは私が能力がないからそのように思うのかもしれません、2年目に至ってもなかなかそりゃあこのままの状態が続いちゃいけんものがありますが、いかに勉強してもなかなかベテラン議員さんには追いつくことができないのが、私は実態じゃなかろうかと思うんです。

それは、先ほどから議員の不要論等いろいろと出ておりますが、確かにそれはこうして地域行政の議員の報告会を持って回って行ってみても、100%に近いぐらい議員への対しての批判はいっぱいあります。ですから、そういうものを真意に受けとめなきゃいけんのんですが、それはやはり私が議員になってみて初めて本会議等に臨んでみて感じます。意見がなかったら、そのままが提案された内容について即それが決定事項となるわけです。ですから、ここに来られております委員の皆さんは、議員と同じような発言もなされますし、そういうことはないと思うんですが、先ほど井上副議長の方からもいろいろと話がありましたけれども、確かに話の中ではちょっと戸惑いましたが、いろいろちゅうちよすることがありますし、大変でございます。私、その意味である程度ベテラン議員を含

めた中での議員というものは必要じゃないかと、つくづく思いますし、そしてまた地域の中である程度これから地方分権がこうして進んでくる中で、公民館の主体にした地域行政が地域作りがこれからはなされようとしておられますが、私は何度も言うんですが、公民館を主体にするんなら公民館を主体にするような体制を整えば、ある程度私は議員は不要におらんでもええような考えも浮かぶんですが、今の現実を考えてみますと、議員は絶対に地域から1人、2人じゃないですが、何人かは絶対にその地域から要るのはもう確実なんです、これ。そういうさまざまなこうした理想論がこう述べられておるんですが、私はこれはもう理想論に過ぎないと思うんです。ですから、その辺を少し委員の皆さんもお考えいただければと、発言もできない人というものはいっぱいおられます。私に電話をかけてくるのは、宇津戸の方がほとんどです、これ。ですが、甲山町の例えば伊尾と青近というところへありますが、そういう方は電話をかけてきてないですよ。ですから、私もその方へ対応すればええんですが、対応するというのもやはり甲山町の中でも限られます、これ。限られちゃいけないという話もありますが、それは全くそうです。それはわかるんですが、現実に地域の住民の皆さんがその気持ちを据えて、今の時点で入れかえることができるでしょうかね、さて。私は、できないと思うんです。ですから、それはこれからそういうことをやっていくうちに、地域住民にも政治にもう少し関心を持って地域作りのことにも関心を持っていただくようなものをしていかないといけないんです。住民説明会でも参加者があまりない。一方こられる方は毎回同じで来られとりますよ、聞きに。そこが浸透しないんですよ、まだ地域住民の皆さん方に。ですから、理想論だけで物事がうまくいくかといったら、理想論だけでいかんような気がします、これは。ですから、私が世羅西町の方へ行って選挙運動をしても、それは恐らく言われるのはわかるんですが、言われるのはわかるんですが、自分だって1票いただくということは、なかなかこれは困難きわまりないことです、現実が。ですから、そういう仕組みができたときにはええんですが、できるまでというものはやはりある程度地域の皆さんの代表としてこうして出て、地域の声を聞いて、それを取り上げて行政に反映していくという地域づくりが、私はやはり今の時点では必要じゃないかというような気がします。

定数につきましては、まあそれは20人、22人、それはいいにいたしましても、つくづくそこら辺を思います、提案されました在任特例のことについて、今提案者の方たちはさまざまな形で皆さんにお聞きをなされておるんですが、結局提案された事項の在任特例について、どうしても在任特例でなければいけないのか、そこら辺をひとつはっきり

と、一つも先ほど一番初めの初頭にちょっと述べられたぐらいのことで、どうしてもこの提案どおりやらなきゃいけないというものでもない、考えでもないような気もいたしますし、そこら辺は提案された方といたしましては、どの辺までのことをお考えなのか。

こうして議員が少のうしていくということについてええとなれば、先ほどもちょっと話があったんですが、ほんまそれは議員がおらんでも町民大会ですべて物事、町民のそういうものの組織を作って、それを議決機関としてからにやっていく方法もあることで、それはできると思うんですが、提案されたそのことについて、どの辺の自身を持ってこれをやり遂げられるような提案をされたのか。それとも、次回のときにまた1つ別な角度から、皆さんがこういう意見だからということできれるのか。もうぼつぼつある程度そこら辺も結論を出していかなくちゃいけない時期に来ているんですが、その辺の核心のところをひとつ、まだ世羅町の町長さんがお話しをさせていただいてないし、その辺をお聞きをします。

○松山副会長 先ほど私にご指名をちょうだいいたしました。が、議会の活動その他につきましては、それぞれの立場でなされるべきことであります。私の方から特には申し上げるべきことはございません。ただ、今後の活動等につきましては、先ほど来十分意見をちょうだいいたしておりますので、そういう方向で進められるのが妥当であると、このように思います。

○上本会長 今朝ほどのこの協議に入るときに、前回の3町長の協議の中で、提案したことがそのままというのは難しい共通の認識であるというようなことを申し上げたと思うんですが、確かにいろんな議論の中で、今2つの議論でどちらを選択するかという一つのことの作業を進めていかななくてはならないわけですが、そのために我々は提案者として、再度決定に至る確認していただく内容というものを提案できるまでに今日の一律のまた協議もしていただいて、その中で前回よりは随分中身は、中身といいますか、本当に率直な意見のことをいただいたと思います。

これから合併するには非常なところでのあつれきもあるし、難しい問題も出てき出すと思うんですが、地域づくりというのがこの合併とは別に、こうした一つの流れの中でみずから決定する地域自治組織づくり、新たな地域地域の自治組織づくりが先般の協議会の開会のあいさつでは申し上げております。そこら辺がしっかりしていくことによって、この合併の成果が前進していくものだというのも個人的には思います。そういう中で、いろいろな思いがあると思うんですが、昼の時間を通して、またそうは言いましても、次回に

は皆さん方の大方のところのご同意をいただける提案をしていく時期だというように思っ
てございますので、本日その提案内容を即こうだということはなかなか3町長協議申し上
げる時間がございませんので、できない、今日お示しすることはできないわけですが、し
っかりご議論いただいたことを踏まえて、我々もそのことを真摯に受けた中で、責任ある
提案をして、皆さん方のご承認、ご確認を賜りたいと、そういう時期には来ておるとい
うことでございます。

そういう中で、この協議をずっとずっと続けていくわけにも参りませんので、いずれの
時期、どこかで節目をつけていく必要がございますので、この際どうしても発言いただき
たいということがあればお願いをして、この辺で一応継続という協議の取扱いにさせてい
ただいて、次回協議会では、次回には皆さん方の確認できる提案というものの道を努力し
てみたいというように思います。

いかがでしょうか。まだ発言ございますでしょうか。

前原委員。

○前原委員 世羅西の前原です。私も発言をしようかすまいかいろいろ考えておったん
ですが、一応現職議員の立場ということで発言いたしますと、どうしても自分の命をつなぐ
んではないかというような受けとめ方になってはいけないというふうなこともあるんです
が、委員の一人としてちょっと申し上げたいと思うんです。

うちの井上副議長、委員の方からもいろいろ今回のことについては詳しく話があったわ
けなんで、あえて重複することは避けたいというふうにも思ったんですが、1つは皆さん
のいろいろご意見を聞かせていただいておりますと、全く理想的にはそのとおりではないか
というふうに感じております。しかし、現実を見ますと、どうしてもそういうわけにはいか
ないんじゃないかというふうに私は思っております。

1つには、これまで合併協議会の中で40項目にわたっていろいろご協議をいただい
ておりますが、主なものについては新町において調整するというふうな見送りをしておるわ
けでございます。しかし、住民の中には、特に世羅西の場合には、中心部よりかなり20
キロ、30キロ離れておる関係があつて、合併したら周辺はどうなるんだろうかというの
がまずあります。特に世羅西の場合、高齢化率が40%近くありますし、その中でもひと
り暮らし、あるいは2人とも高齢者の世帯、あるいは障害者の方というのが大体五百五、
六十世帯ございます。世羅西の世帯が1,400余りでありますので、率からいいますと
38%ぐらいになるんじゃないかというふうにも思います。そういった人の声が本当に新

しい町の中へ届くんだらうか、どうだらうかというのが非常に不安があるわけであり
ます。

先ほど来、法定数の中で協議をするんだから、それはどうもしようがないんじゃないか
ということもこれも理解できます、私自身。しかし、当面合併して二、三年の間が一番重
要な時期ではないかというふうに思うんです。新町の建設計画等もありますので。そうい
うふうなことがある、あるいは合併当初はそういったいろんな不安があるので、そのため
に特例というのがあるんだらうと私は理解をしておりますので、そうなんなら、やはりこ
ういった特例というものを生かして、新しい町の建設計画等についてもいろいろ協議をし
ていくべきではないかというふうにも思っております。

そうは言っても、なかなかそこらが非常に難しいわけなんでありますが、特に民意を行
政へ反映させることが一番でありますので、そういう面からいいますと、やはり隔々の声
が十分届くようにするためには、ある程度の議員も必要ではないかというふうに思いま
す。経費面からいいますと、1年議員が長くおれば、今のままでおれば7,000万円余
り必要だということになりますけれども、それならこれまでずっと確認してきた中で、す
べてのことについては高い方へ賛成をしてきておるわけであります。ここにきて経費がど
うだこうだということについても、もうちょっと検討をしてみるべきではないかというふ
うにも思います。

どうしてもここへおられる皆さん方には発言力もあるし、直接行政へ談判される機会も
多いんじゃないかと思いますが、先ほど申し上げましたように、高齢者の方、あるいは障
害者の方で、どうしても行政の中心まで行かれない人、そういった方をどうするんかとい
うのももうちょっと真剣にお考えをいただきたいというふうにも思います。

以上です。

○上本会長 ほかにも、ご意見。

鈴木委員。

○鈴木委員 鈴木と申します。今の意見にもちょっと若干関連しますけれども、声が届か
ない方々のために、例えば1年ほど特例を使って、効果がないとは言いませんけれども、
そのことの意味がどれほどあるのかなど、私は若干思うところがあります。ずっと続くのな
ら、それは確かにそういうふうなこともあるでしょうけれども、ここで提案されているの
は1年延ばすよということでございますので、その意味がちょっと、十分なあれが出るか
出ないかということが1つあります。

以前にもちょっとお聞きしたんですけれども、地域審議会のことをちょっと若干私発言をさせてもらいまして、事務局長の答弁では、いやそれはたくさんの方の広範なあれが合併するよというときのためにそういうものがあるんですよということでありましたけれども、できれば3町でございまして、3町でそういう地域のたちまちいろんなケースのこと、問題に対して取り上げて、行政側といろいろとお話ができるような場を、代表の方の名かでも結構ですから、議員さんも含めて語れるようなところを作っていただければ、今のようない心配はある程度は解決するのかなと。ただそれも年に何回も何回も開くということはいけないでしょうから、十分に民意が反映できるよということには100%はいかないと思いますが、変則的にそういう委員さん組織みたいなものも、協議会組織でも結構ですけれども作っていただくということがあれば、今のようない心配も、別に議員さんの権限というのはまだそれ以上のものがありまして、議決してもらってやっていくわけですから。協議会の中の委員さんにはそんなことは何もありませんけれども、そういう意見が通るといふことについて、そういう場を持っていただけないものかなと思っております。

以上です。

○上本会長 荒瀬委員。

○荒瀬委員 私の考え方が間違っていたらご指摘いただきたいと思うんですけれども、各地域へ民生委員さん、母子保健推進委員さん、それから社会福祉協議会等々、それから行政相談会、困り事相談とかいろいろ窓口、住民の方に対しての窓口というのは十分とは言えないと思いますけれども、自分が困ったり、聞きたいことがあったり、相談したかったりする窓口というのは相当数あると思います。私の考える議員さんの仕事というのは、そういう直接地域の住民の方と接している方を懇談会という形でも、茶話会という形でも、名前は何でもいいですけれども、常にそういう方とのコンタクトを取って、その中から民意というのを吸い上げていく、それを議会を通して民意を反映していくのが私は議員さんであって、一人ずつ、住んでいる人の一人ずつの困り事相談所をするのが議員さんの仕事ではないんじゃないかというふうに理解をしているわけです。もっと大きいところに立って、そのそれぞれの担当して活動していらっしゃる方の意見を集約して、それを自分が出るべきところへ出て、それぞれの困っているところとか希望とかを反映していくのが議員さんの仕事じゃないんだろうかというふうに理解しているわけです。

ですから、人数がたくさんおられるから、じゃあそれだけ民意がたくさん出てきているかという、そうではないんじゃないだろうかと思うわけです。ですから、人数、要はそ

ういうどういう形を自分が作っていくか、その人の考え、どれだけ情報を集められるか、どれだけ人に接していけるか、そういうところをやっぱり考えていかれるのも議員さんの仕事であろうと考えるわけです。ですから、一朝一夕に理想どおりにはいかないとは思いますが、そういう方向へ向いていかないといけないんじゃないんだろうかということを考えていただきたいと思います。

○上本会長 他に。

後藤委員。

○後藤委員 議員の一人として、なかなかこういう問題に対して、両方の意見もよくわかりますしあれですが、正直言いまして、世羅町でも特別委員会なりいろいろ話ししまして、両方の意見がございます。提案どおりとか、またここでこの合併協議会で多く出ました意見、20名ないし22名での即選挙というような思いの方もいらっしゃいます。ただ、住民の意見ということ言われます、私も周辺に住んでおりますが、やはり私がすべての住民の方と話をしたわけではありませんが、やはりどうなるんだろうか、私らがだれに頼んだらいいんだろうかという思いが住民の中にあるのも確かでございますし、強い意思で直接交渉できる方にとっては、別にそういう問題ではないんじゃないかと思いますが、やはりそういう意見があったのも確かでございます。今まで2回の合併協議会の中で、大多数は20名ないし22名で即選挙という意見が大変多いと思います。しかし、再度、先ほど会長の言葉の中に、再度提案されるのであれば、やはり少数意見もある程度加味した提案もしていただきたい。やはりいろんな思いがある中で、この問題については議員だけの問題ではないと思いますし、やはり引き続き、また再度提案されるならまた議論もありましようが、やはり少数意見に対しても尊重していただきたいと思います。

○上本会長 松村委員。

○松村委員 世羅町の松村です。今朝ほどからたくさんの方のご意見を伺わせていただいたんですが、私はやはり即選挙ということで、新しい町になったら新しくスタートを一緒にしていただいた方がいいと思います。定数につきましては、先ほどからいろいろ理想論にすぎないんじゃないとか、いろいろな方のご意見を聞きながら、やはり新しい町になって、たくさんいろんな、3つの生き方をしてきた町が一つのところで一緒になってやっていこうとするとき、いろんな問題がいっぱい出てくると思うんです。それで、初めの1期を定数特例というところを活用して、その定数の人数についてはまた検討していったらいいと思います。

○上本会長 坂東委員。

○坂東委員 世羅町の坂東です。いろんな方の意見を聞かせていただいたんですが、私の考えの最初に言いますと、22名の即選挙ということではいけないなと思っています。議員さんの立場で、私が一般の意見というさまざまな意見出てきましたが、議員さんのお話を聞くと、選挙の仕方が変わってくると。議員活動も変わってくる。いろんな選挙のやり方今までやってこられた。それが少なくなるから、広範囲になるからという話があったと思います。実際のところ世羅郡を一番よく知っているという、世羅郡3町を知っているというのは町長さんでもないと思いますし、議員の方でも今の時点ではないと。県会議員の先生が一番世羅郡知られているのかなというような気がするんですけど、やはり少なすぎやいけないという中で、選挙活動自体も変わっていかなくやいけないんじゃないかなど。インターネット、メール等を使って掲示板を受け付けるとか、そういうような感じなものが出てきてもいいと思いますし、いろんな人の意見を聞く必要があるのであればそういうことを考えていって、新しい選挙活動をしていく必要があるんじゃないかなどと思っています。

私もいろんな方々の意見を聞いて回ったんですが、大半が即選挙と。数で言うと大体99%が即選挙というのを望んでおられます。定数はやっぱり22名から、最初は22名でいって、後に20名まで落としていくということを言われる方もいらっしゃいました。いずれにせよ、減らしていかなくやいけないというのは確実に減らしていかなくやいけないので、新しい町会議員の方で新しい町の設計を本格的に詰めていっていただくのが、本来の持っていく方じゃないかなと私は思っています。地域に密着されて活動されている議員さんもいらっしゃる、今までの方すべてそうだと思うんですが、どちらかというと先ほども選挙のやり方批判みたいな感じのありましたけど、地区民大会みたいなものじゃないかなと言うことは失礼かとも思いますが、そんな感じで動いてきた選挙自体を見直しかけるいい意味でも、第1回目の選挙を即やって、定数も減らしていくということに私は考え方持っています。よろしく申し上げます。

○上本会長 他にまだ質問、ご意見ありますか。

岡田委員。

○岡田委員 世羅西の岡田です。任期特例をつけた方がいいと言われる話を聞けば、全くそうかなと思ったり、いやそうではない、反対の意見を聞けば、またそれもそうだなというような感じがいたしますけど、やはり私は任期特例は使わない方がいいんじゃないかと思

います。今までいろいろと意見を聞く中で、地域の意見を吸い上げる、それが議員の仕事といいたいでしょうか、細部にわたって吸い上げていくんだと言われるけど、それは吸い上げておられる方もおられますし、人それぞれだと思います。それは先ほど荒瀬委員さんがおっしゃったように、やはり高齢者の方の生活状況などは、やはり民生委員さんとか福祉協議会とか、いろんなそれに携わっておられる方々も十分気持ちを聞いておられると思います。そういう人とやはり議員さんが連絡網を使って、町政に反映させていくというようなことを思っただけで、やはりどこか周辺の意見も聞かれると思います。そういう意味におきまして、それを聞きながら、やはり新しい新町を作るということに意欲を燃やしていただきたいと思います。

それから、いろんなこれからの新町の計画につきましては、今からも新町計画の原案を審議していくわけですが、そういうものも十分この1年間で作っておられますので、やはりそれを基本にしていけば、定数の方もそう40人という人に引き続いて少人数でもやっていけるんじゃないかと思います。

以上です。

○上本会長 大体皆さん方もしっかりご意見をいただいたと思います。先ほど来から申し上げておるように、これだけ濃密な時間を使わせていただいて、我々もそのことを受けて、次回協議会へ責任ある態度で臨みたいということをおっしゃいますので、差し当たって発言がないようでしたら、一応この協議は継続取扱いということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、協議第58号を先ほど申し上げたとおりの手順で進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

続いて、協議第63号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、既に第13回協議会で提案しておりますので、直ちに協議に入りたいと思います。

ご意見ございますでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 先にちょっと質問をさせていただきたいと思うんですが、選挙による委員の定数は28人という提案になっておるんですが、先般のときに、その次の9ページですが、資料の9ページにあります世羅郡3町の農地面積等で選挙人の数を8,425です、

トータル。それを私のように28で割ってみたら、ちょうど300になるんですね。ですから、選挙人300人に1人ぐらいの割合で28人にしたんでしょとお聞きしたら、必ずしもそうではないようで、要するに3町合わせて34人皆現在おるわけです。それから、定数の基準は30ということですから、現在の合計からいけばマイナス6人、定数の基準30人からいけばマイナス2人という提案のようにとれるわけですが、もう一度その28人にした理由をひとつご説明いただきたいと思うわけです。

なお、よくこういうときに類似団体の話が出るんですけども、近隣の町では定数がどのくらいになっておるのか、わかりましたら教えていただきたい。

それから2つ目は、3つの選挙区を設定するというございですが、現在の3町ごとに選挙区を設けることをございでしょうか。また、その選挙区ごとの定数はどういうものを基準にして、恐らく案分だろうと思うんですが、どのように分けようとなさっておられるのか。

それからもう一つ、3つ目ですが、選任議員については、農協、それから共済組合から1人、それから議会からの推薦の委員は5人以内というふうに決まっておるようなんですが、これは議会推薦は従来どおり1人なんでしょうか。

この3点についてご質問したいわけです。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の定数をなぜ28名で提案したのかということをございですが、在任でいけば34名からそれだけ少なく、6名少なくなるという定数で提案されているが、これはどういうことかというこのご質問をございですが、30人までは法律の上では定数は定めることができます。今回提案を申し上げております選挙区の関係もございまして、30人でした場合、世羅選挙区が法律に基づく定数でいきますと13名という形になって、現在の12名より1名多いというような状況をございます。したがって、現在12名で農業委員会が運営されている世羅町の枠以上の人数というものはいかなものかということの3町長のご判断の中で、28名という定数で今回提案をしているところをございます。

それと、近隣の状況をございですが、2件目の近隣の状況をございですが、合併協議を進めております大崎上島3町合併協議会、これは既に合併をしております。法定数でいけばここは10人から20人の範囲ということになって、新町の定数は新町発足後に決

定ということで、15人で在任特例が適用をするというようなことになっております。高田郡6町合併協議会、これは現行数68人の農業委員さん、選挙による委員さんがおられるわけですが、この法定数は10人から30人ということで、新町の定数は30人、在任特例が適用されております。三次・双三・甲奴合併協議会は、現行の農業委員さんが89人おられるわけですが、法定数は10人から30人の範囲で、新町の定数は30人ということで、在任特例については一部適用がされております。それと、神石郡合併協議会ですが、これは現在おられる農業委員さんの数は42人ですが、法定数でいきますと10人から30人の範囲ということで、新町の定数は20人ということで、在任特例は適用されておられません。これが現在の近隣の状況でございます。

選挙区の定数はどのようになっているかということでございますが、これはそこにもあります、9ページのあります資料にありますように、平成15年1月1日現在の農業委員の選挙人数によりますと、選挙区の選挙委員の定員は、旧甲山町地域ということになると思いますが、そういう形でお聞きいただきたいと思いますが、甲山選挙区8名、世羅選挙区が12名、世羅西選挙区が8名ということになります。

それと、選任委員の関係で、議会推薦についてはどういう形になるかということでございますが、これは新町において、その議会において選任をいただくということでございます。

以上です。

○上本会長 他にご意見ございますか。

黒木委員。

○黒木委員 ただいまのことはわかりましたんですが、農業委員会の仕事内容でございませうか、これは農業委員会法というんですか、農業委員会等に関する法律で見ますと、6条にその規定があるようです。その内容を見てみますと、いずれも全町的立場で行われるべきものであって、特定地域だけで判断されるものではないんじゃないかというような気がするんです。もちろん、例えば農地の地目変更をすとかということになると、その地域にかかわるんですが、それはそのことで皆さんが第三者的に判断すればいいことで、全町的に本来の町の農業のあり方等を基本的に議論するに当たっては、全町1区でいいんじゃないかと。これも原則は、農業委員会の区域において選挙するというのがこれ原則になるとるんですね。特に必要が認めるときには2つ以上の選挙区にすることができる、これも例外規定なんです。そんなことから申しますと、これは先ほど町会議員の選挙のところで

あったように、基本的に考えてくると農業委員さんも議員さんと同様に全圏1区で、しかもこれも在任特例なしに、即選挙で決めていけばいいんじゃないかというふうに思うんです。

実は、選任委員は今度今まで3町3人ずつおられるんで、そのうちの6人は合併の日の前日に、正確に言えば9人全員ですか、全員がそういう失職するわけです。ですから、選任委員は失職するのに、選挙で出た委員だけが在任するというのも、これも何か不自然なような感じがするんです。これも町会議員さんと同じようにしていったらいいんじゃないかというふうに思います。

それともう一つ、定数のことについてですが、現在の定数が甲山10、世羅と世羅西が12ずつになっておりますが、いずれも町会議員さんの数より少ないわけですね。世羅西の場合は同数ですけど。先ほど随分議論がありましたように、合併後の議員の数が22が上限でございますので、それ以下であってもいいんじゃないか。これはある方の意見を聞いたんですが、本当に農業委員さんが全町的に町の農業のあり方等について議論するんであれば、小学校区に1人おればいいよというようなお話も聞きました。小学校区に1人いたら13人です。1人でいいんですかと言ったら、もう1人でいいよと言って。それじゃあ少ないんじゃないんですかと言ったら、1校区に2人にすりゃあ26人になるんですが、そんな意見をお聞きします。それから、現在農業委員さんがやっておられる仕事の中で、今までの、これからは変わるかもわかりませんが、転作確認なんかという仕事があるんですけども、これは農業委員の補助執行をしていただく協力委員というようなものを設ければいいことですし、私は町会議員さんの数とほぼ同じぐらいでいいんじゃないでしょうか。それは別に法的根拠はないんですが、30以下で決めるということでございますので、今までの議員さんの数その他から思うと、そんなことを思うわけでございます。

○上本会長 黒木委員がおっしゃる気持ちもあるわけですが、このことにつきましては、農業委員会法もこれからどうなってくるんだという議論もあるのはあるわけですが、それはそれと、今非常にこの地域の農業、地域として農業委員さんの役割というものがまだまだそのお力に頼る面もございまして、極端にこの地域を支える農業のシステムを余りこの合併時に変化させとくのは難しいであろうと。これも農業委員さん方の意見の集約を深める中で、ある程度この合併時の最大限の調整をさせていただいて提案させていただいているというふうに思います。農業委員の役割とすればいろんなことが考えられますし、ご意見の趣旨も理解できるわけですが、一応この程度の提案は何としても認めてもらいたいと

というのが3町長の願いでございますので、お願いしたいわけですが。

鈴木委員。

○鈴木委員 甲山町の鈴木ですけれども、私は今の黒木委員さんの意見とは若干違うわけなんですけれども、農業にかかわっているからあえてこういう意見を言うわけじゃございませんから、ちょっと前置きしておきますけれども、世羅郡というのがご承知のように非常に農業をバックにした基幹産業として今からどうしても生きていかないけんというときに、それにかかわっていろいろ方向性を示唆していただく農業委員会の組織というのは、大変重要になってくると私は思います。先ほどの町会議員さんとのちょっと若干の考え方のちょっとずれがあるんですけれども、農業委員さんというのは、地域を非常に今度は細かく見てもらわなければいけない立場が出てくると思っています。今からの農業というのは、もう担い手、あるいは農業生産法人というふうな大型の農業に集約していくとか、皆さんそろって法人化していくというふうな形に持っていかなざるを得んというところがございますので、今非常な過渡期になっております。ですから、そのいろいろなことについて目を配らせていただく、あるいは農家の意見を聞いていただく、もううちの田は作らないんだけど、だれかにというふうなことがどんどん出てくると思っていますから、そういう調整をきめ細かなところまでやっていただくということについては、ある程度目配りができる人数が必要ではないかと思えます。それが何人かということとはちょっと私わかりませんが、示されている人数が最低必要だろうなとは思っています。

町会議員さんの場合と違いまして、非常に限られたことをやっていただく、農業にかかわることだけに限局することですから、考え方によったらそこまで要らんのではないかということも出てくるかもわかりませんが、一方その内容からいうたら、非常に今非常に大事なときに来ているということで、私は当面は提案されている28人という数字が必要だろうと思っています。

報酬の関係からいったら申しわけないんですけれども、報酬というのは知っていただいとるように非常に低額であるということで、低額だから多くてもいいよという世界ではないんですけれども、非常に気の毒な、要は例えばこれを人数を小さくして権限を非常に与えてやってくださいよということにしますと、なり手がいないというふうなことにもなっても非常に困りますので、ある程度目配りができて、これなら自信を持ってカバーして何とかやっていけるよというふうな人数にしておいていただきたいなと思えます。

以上です。

○上本会長 黒木委員。

○黒木委員 確かに世羅郡が置かれておる農業の状況等についてはよくわかるんですが、そうしますと、在任特例というのはどのように考えたらいいんでしょうか、その辺。

それから、先ほどお尋ねしましたら神石が新町では20人、在任特例適用なしというお話でした。神石4町とこらが、こちらの方が人数が多いんでしょうけども、現在34人のところが、任期を7月19日まで延ばしたら9カ月と19日ですか、10カ月分としてもこれは百四、五十万円のもんです。額からいやあ大したことはないんです。ですが、どういうんですか、どうも町会議員さんのことと関連すると、町会議員さんは大局を見てやりなさい、即選挙でやりなさいというのに、農業委員さんだけがこれ例外に扱くと、どうも同じ公職選挙法の適用を受ける選挙であるだけにどうなのかなと、どうも割り切れない問題があるんです。

以上でございます。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員の質問にお答えいたします。

なぜ在任を提案しているのかというこういうご質問でございますけども、先ほど鈴木委員のご意見にもありましたように、非常に農業委員の方というのは地域に密着された仕事をされておりますし、農業振興や農地の利権関係、こういったことに非常にかかわりを持たれた仕事をされております。先ほど言われました農業委員会法の中のところでも、そういう農業委員としての仕事、所掌事務というのが明記をされておるところでございます。そういったことがございますので、合併後の新町に円滑に継承されることが、非常に農業委員会の農業委員というのは必要になってきます。したがって、通常の農業委員の選挙が終わった後も、前任者からの引き継ぎ等こういったことももちろんございますし、そういった中で農業委員会としての機能が果たされているという状況がございます。したがって、新町になって非常に合併をし、新しい町がスタートしたときの農業施策なりそういう利権関係とかが生じた場合、直ちに対応するというのもございますので、在任特例ということで今回提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○上本会長 黒木委員。

○黒木委員 もう一度言わせてください。そうすると、在任特例のことについてはそういう提案の趣旨なんですが、選挙区を設けるということについて、実は選挙区を設けると、

その選ばれた農業委員さんは、私が言いたいのは、世羅町の農業のあり方はどうかという議論をするのに、依然として甲山は甲山だけの選ばれた、もちろん新しい世羅町の農業委員さんですが、甲山地区なら甲山地区、世羅地区なら世羅地区、世羅西地区なら世羅西地区だけの農業委員さんのような感じが受けるわけです。今日の議題になっております新町の建設計画の原案の中に、計画策定の方針で、3町の速やかな一体化を促進しという大前提がついとるんですね。そういう中でわざわざこれをしなきゃならないという、そこまできなというふうなことを思うわけでございます。

以上です。

○上本会長 農業委員さん方は、受け持ち地域というのが必ずあるわけです。そして、しかも農業全般につきましては、委員会として今日までも各町で農業問題のいろんな研究、調査、またご検討を賜っておる状況がございしますが、ただ仕事としては、農業委員さんは一応就任なさると受け持ち地域というものを必ず限定して預かって、その地域のいろんな農業、農地転換にかかわる、また利用促進に係るそういう仕事をしていただくという立場がございしますので、そういう意味合いからすれば、議会とは少し変わったお仕事もしていただいておりますという取扱いの中で、この選挙区といいますか、そういうふうなものを、偏ってしまうと難しいという問題がございしますので、提案しておるものでございます。

○山口事務局長 今会長がおっしゃったように、農業委員の担当区というのがあって、いわゆるその地区の心配事相談のようなこともやらないかん場合があるんです。したがって、やはり余り広い範囲を受け持つというのは非常に難しいと思うんで、その地域地域である程度実情のわかったところからバランスよく出ていただくというのがいいんじゃないかと思うんです。そのことがちょっと言いたかったんで、やはり全町で出すということについては抵抗を持っております。

○上本会長 水間委員。

○水間委員 甲山町の水間でございます。私も農業委員を昭和55年から2期6年間ほど努めたことがございますが、今のご意見等を聞いて、議会と同じように何か責任を感じるところでございます。と申しますのは、人数が多過ぎるんじゃないかというふうなことが出ておるとい、これももちろん私もよく聞きます。現委員さんからも聞くわけでございますが、私6年間の間に1回だったと思うんですが、町長、それなりの方から農業委員会また農業委員へ諮問をされたことがございます。ご承知のように農業委員というのは、私はこう思うておったんですが、ただ一つの農地の番人であり、そして町の農業の振興を担

う、また農業者の利益代表であるというふうに私は思って、6年間そのつもりで努めさせていただきました。そうした中で、やはり農地法の3条、4条、5条、これはどうしても農業委員会が許可をせにゃならんところもありますし、県の方へ意見を出さにゃあいけんという法的なものがございしますが、私はもう一つ、大きな農業の振興、町の農業の振興ということで十分にご議論をいただく、そうした農業委員会であってほしいというふうに今思っておるところでございまして、これから新しい新町での農業委員さんへもそのことを期待しますと同時に、また執行者の方からもその委員会を十分活用いただく、そうした形の私は委員会にならにゃいけんのじゃないかというふうに思って、希望のようなことを申すわけでございます。

先ほどからありますように、確かに地域の農業者のいろんな相談活動というのも大きな活動になるわけでございますが、そうしたときに、どうしてもあるいはプライバシーにかかわることもたくさんございます。そうすると、やはりその地域を受け持った委員というのが常に目を配って、そうした状況を、また情報を常に把握をしていくというふうなことがあって、私はやはりこうした選挙区を設けられた農業委員の選出というのがいいんじゃないかなというふうに思います。もちろん原則といえば公選というふうになっておりますので、議員と同じようなのが望ましいと思いますが、今の段階は私はこの提案の方がふさわしいんじゃないかな、一番いいんじゃないかなというふうに私は思って、私の意見として申させていただきます。

○上本会長 他にご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ご意見も出尽くしたと思います。このことについての前向きなご意見もいただいたところでございますが、以上協議いただいた中で、この第63号の提案につきましては、提案どおりという確認ということにさせていただきたいわけですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、続いて協議第64号第15回世羅郡三町合併協議会日程について、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料10ページをお開きください。

協議第64号第15回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第15回世羅郡三町合併協議会の日程について提案する。平成15年10月22日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

第15回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第15回世羅郡三町合併協議会は次のとおり開催する。

日時、平成15年11月5日水曜日午前10時。場所、せら文化センターでございます。

以上です。

○上本会長 以上が協議第64号の説明でございます。

この開会時期についてご意見、ご質問がございますか。

豊田委員。

○豊田委員 甲山の豊田です。期日、時間については別に異論ございませんが、こまいこと言うんですが、弁当の支給等が今日もありました。私も食べましたけど、これらは今日の時代ですから個人負担にして、めいめい正々堂々と意見が言えるように。弁当よばれたからこれ賛成したわけじゃありませんけども、そのようにとられても仕方がない。だから、どんな会議であるにせよ公の会議ですから、弁当は個人負担にしておく。お茶程度はいいんですけど、そのようにしていくべきではないか。これはどなたが見られてもやはりそれがきれいな。今日の時代ですから、そういうようにひとつ会長さん、食べさしてやる、個人負担で出してもらうのはいいんですけど、公費で出すのはいかがかと思うんで、よく検討されたいと思います。

○上本会長 ご意見はいただきましたが、そうは言いましても、この合併協議の内容も午前中からという願いをして、濃密な会議をしていただいております。委員報酬もそれに見合うものまでは出してないんですが、こうして協議を続けていただく上で、そんなに極端にごちそうといいますか、十分なものを出しておるといふふうには思っておりませんので、ご意見は十分受けとめさせていただいて、そうは言いましても、自信を持ってこの会議に臨んでおるんだという皆さんの気持ちもありますので、この程度はせにゃいけん、それで別にどうこうという思いはございませんので、ご意見を承っておきます。

他にございます。

鈴木委員。

○鈴木委員 鈴木と申しますが、11月にはもう一回ある予定でしょうか。

○上本会長 事務局長。

○山口事務局長 鈴木委員のご質問でございますが、11月はもう一回、第4水曜日を予定しております。

○上本会長 すべての確認作業が終わるまでずっと引き続いてやらしたいと思うんですが、11月の予定というのを一応今決めとんですが、26日を一応予定してございますんで、申し添えておきます。

それでは、次回15回の協議会の日程につきましては、ご確認いただいたということにさせていただきます。

ここで休憩に入ります。

2時20分に集合ください。10分間休憩します。

午後 2時10分休憩

午後 2時20分再開

○上本会長 時間が参りましたので、休憩を解いて協議に入ります。

続いて、次第3(4)の提案事項に移ります。

提案事項につきましては、本日は提案内容の説明と質疑のみを行ない、協議、決定は次回協議会で行っていただくこととなります。

それでは、協議第65号事務機構及び組織について、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 11ページをお開きください。

協議第65号事務機構及び組織について。

事務機構及び組織について提案する。平成15年10月22日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

事務機構及び組織について。

新町における組織及び機構については、住民サービスに十分配慮し、次の方針により整備するものとする。

1、住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構。

2、迅速な事務処理と意思決定を可能とする組織・機構。

3、行政組織の専門化等による高度で多様なサービスが提供できる組織・機構という提案でございます。

なお、本庁組織については、地方自治法第158条第7項の規定に基づき、市町村の部課について条例で定めるということになっております。また、支所については、位置、名

称及び所管区域は、地方自治法第155条の規定に基づき、条例でこれを定めなければならないということで定められております。

12ページをお開きください。

12ページは、3町の組織の現状を掲載しております。甲山町、世羅町世羅西町の組織図を掲載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

13ページをお開きください。

13ページは、先ほどご提案しました方針によりますところの行政組織イメージ図ということで掲載をしております。この支所につきましては、現世羅西町地域を管轄する組織としてイメージをしております。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第65号の説明ですが、このことについて質問のみお願いいたします。

岡本委員。

○岡本委員 甲山町の岡本です。失礼します。保健福祉センターというのが新しい行政組織のイメージの中にありますけども、これの中には今現在ある在宅支援センターというのが位置づけられているのでしょうかどうか、そこをお尋ねしたい。特に、前の協議会で基幹型の支援センターは、国の基準によるとおよそ公がいいだろうと、地域型の支援センターは、中学校区に1つずつ設置するのが国の基準にあるというふうなことで確認したと思うんですけど、現実にはどうなんでしょうか、説明をお願いします。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 お答えいたします。

基本的には今の機能を落とさないというふうな考え方でおります。そういうことで、組織図を見ていただきまして、保健福祉センターについては、今ある、それぞれございますけど、それぞれの保健福祉センターの機能を落とさないように運営していきたいというふうな考えております。

○上本会長 岡本委員。

○岡本委員 もう一回確認、確認というか質問します。ということは、今の在宅支援センターは甲山町と世羅町とセンターの中にありますけども、それを基幹型とかというふうに分けないんでしょうか、どういうふう理解すればいいんでしょう。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 お答えします。

具体的には今後にゆだねることになるかと思いますが、基幹型等をどこへ置くかということについては、今後十分協議をする中で詰めていきたいというふうに思っております。ですから、3センターございますけど、そのうちの1つを基幹型、残りの2つを地域型というふうになるかと思えます。

○上本会長 岡本委員。

○岡本委員 もう少し質問したいと思います。それじゃあ世羅西の在宅支援センターが民間のくるみ会にあると認識しておるわけですが、それはどういうふうになるのでしょうか。

○上本会長 今田副幹事長。

○今田副幹事長 それではお答えいたします。

世羅西の場合は、今ご指摘のようにくるみ会へ委託ということでございますので、世羅西が仮に基幹型でない場合は、従来どおりにくるみ会へ委託をして推進するというように考えております。

○上本会長 前原委員。

○前原委員 世羅西の前原です。提案の中で、住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構というのと、2番で迅速な事務処理と意思決定を可能とする組織・機構ということなんですが、この意思決定を早くしたいということなんでしょうが、具体的にはこれまでとどこがどういうふうになるのかお伺いします。

済みません、もう一つ。支所については世羅西地域だけを対象とした支所というように提案があったと思うんですが、その辺についても意見はあるんですが、今日は質問だけということなんで、その考え方を。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 迅速な事務処理と意思決定ということでありまして、現在の3町のそれぞれの機構とどう変わっているのかということになるかと思いますが、そういった意味では、3点目に書いております専門化というふうなところ等で意思の決定といいますか、そういったところは働いてくるのではなかろうかと思えます。そういった意味で、住民にとってわかりやすく、また迅速な事務処理ができるような体制に持っていかななくてはならない、いくべきであるというふうにも思っております。

それと、支所の範囲でありますけど、最初ございましたように、現在では旧世羅西町の

区域というふうを考えております。

○上本会長 前原委員。

○前原委員 迅速に事務処理をするということになりますと、これまではトップまで行かないと答えが出てこないというのがあったと思うんですが、その辺を今後は例えば課長になるんか部長になるんかわかりませんが、その辺である程度のことはできるのかどうかということです。

○上本会長、金尾幹事長。

○金尾幹事長 組織・機構を考えていく中で、そういったところも出てきたわけですが、例えば支所長等を置くようにしておりますが、やはりそういった意味では決裁規定を明確にして、その部署部署で判断できるような体制に持っていかななくてはならないだろうというふうに思っております。そうは言いましても、重要事項等につきましては、当然町長のところまで上げて決裁を受けるというのが基本でございますので、そういったルー的なところは今後しっかり作っていきたいというふうに考えております。

○上本会長 鈴木委員。

○鈴木委員 甲山町の鈴木でございます。この図をストレートに解釈しますと課制でいくということございましょうけれども、部制は当面はとらないということですね。部制はとらないという考え方でいいですね。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 おっしゃったとおりであります。

○上本会長 他に質問がございますか。

黒木委員。

○黒木委員 課の設置等については条例事項というふうなことでございましょうが、これこそ職務執行者の専決処分、10月1日からは役場ができるわけですから、だろうと思うんですが、したがって10月までにここへ13ページにあります行政組織イメージの図ですから、イメージと書いてあるんで、まだ具体案がそこまで詰まってないという意味なのか、どのような形で、というのは、3町の町長さんがそれまでに集まって大方のものを決めておいて、10月に即移行すると、こういう形になるんでしょうか。そうでなければ間に合わないと思うんですが、そういうことになるのであれば、これを慎重にご検討いただきたいと思うわけです。例えば支所が設けられますが、支所の管轄は本所の例えば収入役室、総務課、企画調整課、財政課の仕事を調整課がおやりになると、こういうふうに見れ

ばいいんだろうと思うんですが、それじゃあ先ほどのちょっとお話が出ました迅速な事務処理を考えていくとすれば、総務課の例えば総務等の本所の課の決裁がなかったら支所で決裁ができませんというようなことでは困ると思うんで、本所の課長と支所長というのはどういう位置にあるのか、格づけをどういうふうになさろうとしておるのかということをお尋ねしたいと思います。

それからもう一つは、議会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員というのは、今まで世羅町、世羅西のことは余りよくわかりませんが、それぞれ併任で事務を扱っておったんですが、これは従来どおり併任でおやりになるのか、単独でこのことを専任としておやりになるのかというふうなことをお聞きしたいわけでございます。

それからなお、この間、前のところで社会教育関係で、公民館のあり方等について議論がありましたけれども、このことについては新町において決めるということであったようでございますので、10月1日の合併のときにはどのような状況であるのか。これは後の一般職の身分の取扱い等にかかわって、どこへどのように人を張りつけるかということと絡むんだらうと思うんですけれども、そこはどのように考えたらいいんでしょうか。

以上でございます。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 お答えいたしたいと思います。

10月までに確実にこの組織体制というものは固めていかななくてはならないというふうに思っています。イメージ図としておりますけど、このイメージ図がきちりとしたものにならなくてはならないし、そうしていかななくてはならないと思っています。そうは言いますが、10月までに若干の例えば名称であるとか等々についてはまだ検討の余地があるのかなというふうなところで、現段階でイメージというふうな表現にさせていただいております。これで確定ということにはしておりません。大まかにはこういった方向でというふうには思っております。

それと、支所長なり、本所の課長の考え方でありますけど、今現在までに思っておりますことは、本所の課長と支所長とは同等ですよという考え方でおります。ですから、支所長決裁は課長決裁に当たるというふうに思っていただければよからうかと思えます。

それと、下の欄の議会なり監査委員まで含めてでありますけど、併任かどうかということでもありますけど、現在のそれぞれの町で若干違いはあるのかと思えますけど、この中で例えば選挙管理委員会等については併任というふうな考え方をしております。それと、監査

委員事務等についても併任と考えております。それから、農業委員会事務局につきましても、事務局長等については併任であるというような考え方で今のところ整理をしております。

以上です。

○上本会長 他に質問がございますか。

○金尾幹事長 公民館等々の考え方でありまして、ずっと後のくりをしてきたこともございますけど、今の時点の協議の中でずっと回答してきたこと等をとらまえると、公民館には職員を置いていくという考え方しております。

○上本会長 他に質問がございますか。

井上委員。

○井上（忠）委員 今助役の説明を聞いて、もしも私が聞き間違えとったらお許し願いたいんですが、支所長は課長決裁と同等という発言をされたと思うんですが、となると支所には課長クラスは1人ということですか。それとも調整課、あるいは町民福祉課、産業振興課というそれぞれの課を書いておりますが、この課については、要するにこの組織図からいけばこっちが部で、あとが課じゃなかろうかなというイメージすら抱くんですが、その中で、しかもその3の中で専門化、行政組織の専門化と言いながら、支所においては専門化からかけ離れた形になってますわね。そこら辺はどのように考えて専門化という表記をされたのか。総合化になっただけですよ、支所は。また、支所機能をどの程度のことを考えられて、これは質問なんですかね、だろかなっていう不思議な点が思われてきたんですが、その点はどうですか。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 先ほど申しましたように、本庁の課長と支所長は同等であるというふうに考えております。それで、支所に課がありますけど、そこへも課長がおります。支所長はあくまで支所長という考え方でありまして、決裁区分において本庁の課長と同等の決裁区分を設けてはどうかというふうに今のところ詰めておるところであります。それぞれ支所にも課長は置くという考え方でありまして。

○上本会長 井上委員。

○井上（忠）委員 簡潔に言います。だから、支所の課長、支所長以外は課長であって課長でないということですね。そういうことですよ。本所の課長と同等が支所長ですから、それぞれに課はあるけど、課長は置くけど、課長であって課長でない、要するに課長補佐

でしょう。そういう感じになるでしょう。決裁権限ないわけですから。決裁権限は支所長だけでしょう。支所長が本庁の課長と同等の位置におられるわけでしょう。その下におる各課へ置いた課長は、支所長よりは上にいく課長なんていうのはないわけですから、ということは課長補佐が課長になるということですね、課長名において権限は課長補佐の権限しかない。であるならば、支所においては支所長以外の決裁は一切無効であるということですね。

○上本会長 今田副幹事長。

○今田副幹事長 それで、今幹事長が説明をしました支所の課長も課長ですから、専決事項を持ってあります。その中で、今支所の管内の事務の調整といいますか、その専権事項をどう付与すべきかという問題について、100%詰めはしておりませんが、支所の支所長の場合は、例えば本庁には町長、助役、収入役とかという四役相当がおられるわけですが、新町管内を預かる支所長として、それは地域の行事なりそうした総合的な窓口を持たざるを得ないという場合には、その本庁の課長クラスの特別な専権事項が要るんだらうということで詰めをしております、支所の課長につきましては、それは本庁の課長と同格の決裁権が与えられるかどうかというのには、若干低くなるとは思いますが、やはりそれらの専権事項を持って事務処理に当たらせるというふうに考えております。

○井上（忠）委員 ちょっともう一回いいですか。

○上本会長 井上委員。

○井上（忠）委員 となると、例えば新町において、新世羅町において課長会議全員招集したときに、支所から行く課長は本所の課長よりは要するに権限を持ってない課長ですから、そこも課長会議に加わるんですか。それは課長会議には加わらないと、組織図から、課長ではあるけど課長でなくなるという組織図じゃないんですか、これだったら。同等の権限を与えてない課長ですから。課長補佐が課長会議に出たことはないですからね。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 お答えさせていただきたいと思います。

いろいろご意見があろうと思います。十分意見をいただきたいと思いますが、今日答弁できないことは、また十分整理をして答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどありますように、例えばですね、それじゃあ議会へ出る課長はどこまでかというふうなこともあろうかと思えます。今現在では本所の課長とこの支所長というような立場に考えております。その辺がどうなのかという意見は十分いただきたいと思えます。

○上本会長 他に質問がございますか。

前原委員。

○前原委員 今のようなお話になりますと、支所では迅速に事務処理ができないということになるんですね。ですから、住民をだましたような提案になっておるように受けとめますが、よろしいですか。

○上本会長 今ご質問いただいておりますことを含めて、次回で明確に答えるようにさせていただきたいというように思います。いいですか。その方がいいでしょう。

他に質問ございましたらお願いします。

前迫委員。

○前迫委員 ちょっとこれは先ほどあったことなんですが、農業委員会のことなんですが、大変世羅郡にとっては重要な農業委員さんだからこうするんだという話で、それを蒸し返そうとは思わんですが、ただし役場の体制もやはり農業委員会を重視した体制にされないといけんのだろう。専任の事務局長を持って、そして職員を配置して、そうした組織を作られるべきではなかろうかというように思うんですが、そこらはどうなんです。

○上本会長 ご意見ですか。質問なら受けるんですが、ご意見はちょっと今日のご勘弁願いたいんですが。趣旨を少し変えていただければ受け付けないことはない。

○前迫委員 大変失礼しました。いわゆる先ほども話したことなんですが、農業委員会はひとつもっと重要な課であるというように思うんですが、そこらもやっぱし職員を充実してやっていく考えであるのかどうか、ちょっと質問します。

○上本会長 踏み込んで質問いただいておりますが、答弁できますか。

金尾幹事長。

○金尾幹事長 事務局長については併任の方向であるというふうにお答えしたところがありますが、そうは言いましても3町一緒になって、例えば1人でわかるかと、そういったことはまずわかりません。例えば現甲山町の職員が農業委員会の職員になった場合、世羅町、世羅西町のことかわかるかという、これは絶対わかりません。ですから、そういったことはないように努めたいと思います。

○上本会長 後また協議の場でそこら辺のご議論もいただきたいというふうに思います。差し当たって、次の協議に至るまでに質問という形でお尋ねいただきたいことがありますれば。

小川委員。

○小川委員 甲山の小川です。整備室、整備、整備と整備が3つあるんですが、これの違いをちょっと、中身の違いをちょっと説明していただけないでしょうか。大体ちょっとわかるような気もするんですが、そこら辺の違いをちょっと説明していただけます。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 お尋ねのところは、公園整備室、それから環境整備課、農村整備課のことですね。公園整備室につきましては、読んで字のごとし、公園関係の室であります。ですから、室の考え方というのは、そういった整備が終わったら縮小していくというふうな考えになるかと思えます。環境整備課にありましては、今具体的に言うと、ごみ問題であるとか、そういったことの環境関係のことになるかと思えます。農村整備課につきましては、具体的に言いますと、農林関係、農業土木といえますか、圃場整備なんか等々を所掌する課であるというふうにご承知いただければと思います。

○上本会長 小川委員。

○小川委員 そうしますと、公園整備室となっておるのは、これはまたどういうことなんですか。ここだけ室になつるのは何かあるんですか。調査室もありますが、これは農業公園というようなものが大きく絡みどるから、この課をここへ設けたということですか。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 ご指摘のとおりであります。室の考え方というのは、先ほども言いましたように、その事業が完了といえますか、完成したらどこかと統合するというふうな考え方になるかと思えます。そういった意味でご理解いただけたらと思います。

○上本会長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと、ちょっとだけ踏み込みますけど、済みません。部制をどうしてもとれないか、とれない根拠があるのなら、何かあるのなら教えていただきたい。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 類似団体等々のこともあろうかと思えますけど、現3町の状況を見る中では、部制は最初から考えておりません。

○上本会長 荒瀬委員。

○荒瀬委員 甲山町の荒瀬です。次回の会議でお示しいたきますこの資料につきましては、今回は係が入ってないんですけれども、係の入ったものをご提示いただけるんでしょうか。係が入ってきますと、かなり具体的にその課とか室の抱える職務の内容というのが理解できると思うんですが、もし入ってこなかった場合は、次回の会議でこの課のそれぞれ

の業務内容についてご説明いただけるのでしょうか。

○上本会長 関連ということですか。

黒木委員。

○黒木委員 今荒瀬委員がおっしゃったことですが、私最初に質問したのは、合併時までに決めるということについて、どのような経過を含めて具体的に決めていくのかということでございまして、私も言おうかと思っていたんですが、次回のように役場の庶務規定とかというものですかね、係を置いて、その係は何をするのかというものが無いと具体的に議論ができないので、それは次回にご提示いただけるのか。ただここへイメージ図と書いてありますんで、まだイメージしかできてないから、まだ内部でできないんだという意味でイメージかとさっきお聞きしたら、どうでもそのようなことが見えませんでしたのでそれ以上言わなかったんですが、今荒瀬委員がおっしゃったことに関連して、それを出していただければ一番いいんじゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 イメージ図というふうに表現をさせていただいておるわけですが、当然次に提案をします一般職の身分の取扱い等々も関連します。そういった意味で、係等についても一定の考え方は持っております。そういった中で、係等の配置というんですか、それも一定のイメージとして持っておりますので、それは提出できるかと思えます。ただし、その庶務規定というんですか、そこら辺につきましてはまだできておりませんので、イメージとしてこの課がこういったことですよという程度のことならお答えできるかと思えます。詳細にこれはどこがどうするんかというところは、まだそういった例規というんですかが作成されておられませんので、その規定までの提出はまだ難しいかと思えます。

○上本会長 荒瀬委員。

○荒瀬委員 じゃあ、係の部分についてまでの資料は出していただけるということですね。はい、わかりました。

○上本会長 井口委員。

○井口委員 商工観光課がこれに記載されてないわけですが、どこの課に属するのでしょうか。これなくなっていくと、非常に商工観光事業が悪く言えば軽んじたんじゃないかというふうにとれますが。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 今のイメージの中では、産業課の中に商工観光係として位置づけておりま

す。

○上本会長 他に。

井口委員。

○井口委員 名前を出していただくということではできないんですか。

○上本会長 係としてなら出てくるんじゃない。

金尾幹事長。

○金尾幹事長 課としてということでしょうか。

○井口委員 例えば課の横に商工観光課とかいうものをですね。例えば外部から来られてどこの、商工観光課に来られた場合、どこに行ったらいいんだろうかというようなこともあろうかと思えますし。

○金尾幹事長 先ほど荒瀬委員からもございましたが、係までのものを次回提出させていただくということで、産業振興課の中に商工観光係を配置しておりますので、そういったところで示していきたいというふうに思います。

○上本会長 他に質問がございますか。

後藤委員。

○後藤委員 上下水道第1課、また第2課とあるんですが、企業会計ということで、上下水道企業団との関係と、これは結局町の直轄になるということでしょうか。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 この組織図からいいますと、町長の直轄になります。ただし、ここで分けさせていただいておるのは、先ほどありましたように、会計が違う、法の適用が違うというふうなことで、現在では分けさせていただいております。

○上本会長 質問がございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 甲山町の佐藤です。支所の役割なんですけども、この支所の分は例えば町民福祉課がありますけど、例えば世羅の世羅西に近い側の方がここに行った場合、同じように住民票をとれたりとかするような機能なんでしょうか。それとも世羅西、今現在の世羅西の住民だけしか使えないような支所になるのでしょうか、教えてください。

○上本会長 今田副幹事長。

○今田副幹事長 お答えを申し上げます。

先ほど来幹事長が申しあげましたように、支所の管内の業務については原則旧世羅西と

ということでございますけども、先ほどご指摘がありましたように、今後電算のネットワーク化ができていけば、その境というのはやがてなくなる可能性というのは大きく含んでいるというふうに認識をしております。

○上本会長 ほか。

徳光委員。

○徳光委員 ちょっとお言葉を返すようですが、今の説明ですと、初めからイメージ図で支所を分けておるようには我々は聞くんですが、将来的にできればということでは、今回のお話は通らんのじゃないかと私は思っております。どうでしょうか。

○今田副幹事長 それで、今のお答えしたように、従来今回の確認の中で、学校の通学区の問題でも、新町だから全体でいいんじゃないかなろうかというご意見も賜った中で、いろいろ議論があって、一応旧町の枠でいきましょうというふうな確認の経過を踏まえての今お答えを申し上げます。例えばの話を申し上げて大変失礼とは思いますが、世羅西町係りの方が例えば世羅西へおいでになった場合に、住民票をくださいと言ったときに、それはだめですよというのがいいかというふうな議論に直接にはなってこようという問題で、そこらの点については速やかに解決する方法もあるんだろうということで、将来ということで、一応原則は支所管内ということで、もちろん新町一本ですから、その一本の考え方というのがお示しをしておりだというふうに考えております。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 つけ加えさせていただきますけど、窓口等のサービスは、これは本所でも支所でもできるというふうにご理解いただきたいと思います。

○上本会長 前原委員。

○前原委員 もう一つお伺いするんですが、収入役室にはこれまでは銀行なり農協さんが入っておられるんですが、ここらについてはどういうふうなお考えでしょうか。

○上本会長 それは支所の収入役室。

○前原委員 支所を含めて。

○金尾幹事長 指定金融機関のことになろうかと思いますが、これについてはまだどうするこうするというのを議論しておりません。

○上本会長 佐藤委員。

○佐藤委員 再度ちょっと質問したいんですが、先ほどちょっと字が見えなくてあれなんですけども、こちらの方は窓口の方はすぐにどこへ行っても一緒だと言われて、その前は

やがて電算ができるようになれば可能だと言われたんですが、どっち。窓口は最初からどちらに行ってもできるんですね。ちょっと済みません、もう一度お願いします。

○今田副幹事長 今の窓口業務の分野でも、戸籍に関連して原戸籍というかそういうものが入力に合併までに間に合えば、そういう窓口事務自体ができるというふうな事務の流れだろうと思うんですが、一般的には住民票等については今の電算がライン化すればできるというふうな範囲で、すべて窓口業務ができるというふうにまだ今の時点で確認ができていないということでございます。言いましたように、一部の事務で今のままではできないところがあるということでございます。

○上本会長 合併までにできんのか、そんなことは。合併までにできるんじゃないか、それは。

○今田副幹事長 少し誤解を与えているようですが、原戸籍等々が全部電算に入力できれば、支所であろうと本所であろうとできるということで、今の少し金がかかる問題で、今調整をしないとということで、10月1日から即可能というお答えを避けたわけでございますので、将来的にはできるというふうに思っていたきたいと思います。

○上本会長 井上委員。

○井上（忠）委員 どうもまだこうやってイメージ図とかというのを示していただいたんですが、内部ではまだどうもできてないような空気がはっきりわかるようなので、今の支所の機能についてでも、聞けば聞くほどこれは支所機能じゃないですよ。出張所ですよ。出張所にするんなら出張所というて提案してもらわにゃ困る。我々本所と支所を置くことを確認したんでありますから、その部分だけきちっと守ってください。

○上本会長 ご意見は承っておくということで。

○井上（忠）委員 はい。

○上本会長 溝上委員。

○溝上委員 井上委員さんと同じことになるわけですけども、出張所は作らないということは、これはもう確認済みですかね。出張所は設けないというのは。これからも。

○上本会長 もう合併協議の中でずっと確認してきておる事項以外のことはございません。

○溝上委員 はい、わかりました。

○上本会長 質問されたことへ少しスピード感あるお答えができてないというのが我々として申しわけないというように思いますが、次回協議決定に至るまでにしっかり幹事会の

方で調整をさせて臨ませていきますので、一応差し当たってさらに質問ということがないようでしたら、協議第65号の事務機構及び組織については、次回でご議論いただきたいというように思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、続いて協議第66号一般職員の身分の取扱いについて、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料14ページをお開きください。

協議第66号一般職員の身分の取扱いについて。

一般職員の身分の取扱いについて提案する。平成15年10月22日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

一般職員の身分の取扱いについて。

1、甲山町、世羅町及び世羅西町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐ。

2、合併後の職員数については、新町において速やかに「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化を進める。

3、職名及び職階については、類似団体の例を参考に合併時に統一する。

4、給与制度については、国家公務員の取扱いに準ずることを基本とし、合併時に統一する。なお、現職員の給料については現給を保障し、新町において格差を調整する。

5、公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新町において合併の日に現行の事務委託規約の内容におり委託する。

一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条に、「合併関係市町村はその協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」とこう規定されており、ここでの調整は、甲山町、世羅町及び世羅西町の職員は、すべて新町に引き継ぐという案でございます。

続いて、15ページをごらんください。

3町の職員数について、条例定数、職階による現職員数を掲載しております。ごらんとおり、各町とも条例定数を下回っております。ここでの調整は、合併後の職員数につい

ては、新町において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を進めるという案でございます。

続いて、16ページをごらんください。

職務、職階に伴う給料表級別分類表で、3町の現状を掲載しております。ここでの調整は、職名及び職階については、類似団体の例を参考に合併時に統一するという案でございます。

続いて、17ページは現在の3町の給料表でございます。

続いて、18ページは職員手当等ということで、扶養手当の3町の現況と国家公務員の状況を掲載しております。ごらんのとおり、3町とも国家公務員と同じ内容でございます。

続いて、19ページは住居手当について掲載しております。住居手当については、職員の居住する借家、借間については、甲山町が国家公務員と異なります。自宅については、甲山町、世羅町が国家公務員の手当と異なり、世帯主以外では甲山町に手当があるということで、単身赴任者の配偶者等の居住する借家、借間については、世羅西町が国家公務員の基準で設けております。

続いて、20ページは通勤手当について掲載しております。通勤手当については、交通機関等利用者と自動車等使用者で掲載しておりますが、中には国家公務員の手当と同じ町もあるわけですが、ごらんのとおり3町に違いがございます。

続いて、21ページは管理職手当から期末勤勉手当、役職階級別加算割合について、3町の現状と国家公務員の状況を掲載しております。ごらんのとおり違いがございます。

17ページから21ページまでの給与制度については、国家公務員の取扱いに準ずることを基本とし、合併時に統一する。なお、現職員の給料については現給を保障し、新町において格差を調整するという案でございます。

続いて、22ページは公平委員会について掲載しております。

委託する事務は、地方公務員法第8条第2項に規定されている公平委員会の事務の全部であります。この公平委員会には、3町それぞれ昭和31年から委託して現在に至っております。県内の町村はすべてこの広島県公平委員会へ委託しており、ここでの調整は、公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新町において合併の日に現行の事務委託規約の内容により委託するという案でございます。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第66号の説明でございます。このことについて質問を承ります。よろしく願いいたします。

藤井委員。

○藤井委員 世羅町の藤井でございます。一般職員の身分の取扱いについてということでございますが、意見を言うちゃいけんということでございますので、質問だけにさせてもらいますが、この合併は根本的になぜしなくちゃならないのかというのが根底的に一本筋が入っておらんといけん。あらゆる事業について審議されておりますが、この1番の項はいいとしましても、2番の項、こういう提案をなぜなさるのかということについて質問をしたいと思うんです。この法定協へ議員の定数とか、特例を使う、使わない問題もあるわけですが、合併をできても非常に財政の面をよく考えて、すべての事に当たっていかないといけないのじゃないかと。そういう意味で、当然職員の数、新町において速やかに定員適正化計画、新町ができてやるんだということではなくて、そうとしても法定協において方向はこうするんだというものをなぜ提案しないのか、非常に不思議な気持ちでこの提案そのものについて見ておるわけです。職名及び職階については、類似団体の例を参考にするようなことで、一末他の例を参考にして決めるんだということですが、新しくできる新町はこういう職階、職名をつけてやるんだというものがなぜ研究されないのか。職員数にしてもしかり。それらについて、根底的に新町ができてからこういう計画でやりますということを考えていきますよという提案です。これでは法定協の意味が非常にないんじゃないか。先ほどの組織・機構の問題についても、非常に遅れておる。これは重大な問題だと思うんです。なぜ合併しなきゃならんかということ考えたときに、それはあらゆる大企業がもう数年、数十年前から取り組んできていっぱいやっておるんです。それで生き残ってきておるんです。行政でもしかりですよ。そういうことを考えたときに、こういうことが全部先送り先送りです。こういう提案をなぜしたのかという質問をしたいんです。どうですか。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 ごもつともだろうと思います。合併をなぜするのかということでもありますけども、十分わかっております。そういった面では、定員管理をどういうふう考えておるのかということがストレートにあるわけでございますが、今現在の職員はそうは言っても新町に引き継がなければならないという現実がございます。そういった意味で、合併時に何名にするとかというふうなことができないというふうなことで、こういった表現

になっておるところであります。先ほどの中で、大企業等の例が出ましたけど、そうは言いましても職員が何年かの中では減じてくるということは、次に提案をさせていただきます新町建設計画の中で想定をして、そういった考え方で財政計画等も立てておりますので、全く職員の定数等について考え方を持っていないというわけではございません。ということでよろしくをお願いします。

○上本会長 藤井委員。

○藤井委員 それはよくわかってきます。ただ提案そのものが、この法定協で職員数はこういうふうにしたいんだというものが出てこないといけんのじゃないかということをやつとるんです。それを全然出さずに、新しい町で今度は計画してやりますというのを認めなさいということでしょう。それを認めんというわけにはいきませんが、ただこういう方向で、職員数はこういうふうに暫時減なら減をこういうぐあいにしていくんだというのが、方向としちゃあなげられないかんというのを言つとるんです。

○上本会長 宮川副幹事長。

○宮川副幹事長 今の2番目のですが、定員適正化計画ということにつきましては、他地域の類似団体の例を参考に計画を策定することで考えております。

○上本会長 いろいろご意見等いただいておりますが、ご意見については次回でまた協議の中でしっかりご議論いただきたいというように思います。

質問、質問というようなことばっかし言つとんで申しわけないと思うんですが、会議の運営上、ちょっとどうしてもそのことの取り計らいをしていかななくてはなりませんので、質問のみをお願いいたします。

黒木委員。

○黒木委員 それでは、四、五点、質問させてください。

まず、職員を合併特例法で引き継ぐというのは、これは法律に規定されておることですから、それはよくわかるんです。本年度末において、15年度末において3町で定年退職者の方が何人いらっしゃるのか。それから、来年10月の合併を控えているのに、新年度当初に各町とも新規採用を予定しているというふうに聞くんですが、本当でしょうか。

2つ目。新町において速やかに策定されるという今の定員適正化計画の中には、職員定数を上回る余剰人員についてどのように措置しようとするかという内容などは、この中へ盛り込まれていくんでしょうか。これは新町で作るということになっておるんで、ここではお答えにくいかと思いますが。その中に定員適正化計画は新町においてというのは、執

行部当局の方で合併までに自然退職があるいは幾らかあるんじゃないかということをご予測しておられて、はっきり合併時に何人なるかわからないので、そこから後に決めるんだというのが裏にあるんじゃないかというふうなことなんです、その計画を立てたときに、自然退職を待ち、その後のですね、その間は新規採用の補充はしないというふうなことは、その中へ盛り込まれるんでしょうか。

それから、4番の給与制度でございますが、国家公務員の取扱いに準ずることを基本とし、合併時に統一するというふうにあります、これは国家公務員の取扱いは、国の場合には人事院規則全般にかかわつとると思いますので、そういうことも全般を含むというふうに解釈すればよろしいんでしょうか。

それと、準ずるというふうに言わずに、準ずることを基本とするというこの表現がどういう意味なんですか。

それから、現職員の給料について現給を保障するというふうにあります、これは当面はそうせざるを得んのではないかと、その辺はよくわかるんです。ですが、例えば課長職の人が、今度先ほど組織図のところでありました課長の数が減るわけですから、降任した場合、等級の格づけが下がるということが考えられますが、その場合どのように現給を保障するんでしょうか。

それから、新町において格差を調整するというふうにありますけども、何を基準に調整するんでしょう。また、マイナス調整、下げるようなことになったときに、昇給ストップというふうな措置をすることが含まれるんでしょうか。

それで、諸手当については保障するという文言がありませんので、基準を定めたら直ちにマイナス調整をするということもあり得るわけでしょうか。特に住居手当と通勤手当については、国と大変異なっているところがあるように見えるわけです。これはどのように調整し、どのように統一していこうとなさるのか、案があればおっしゃっていただきたいと思うわけです。

それから、基本的に給与条例、あるいはそれにかかわる規則等については、合併時にこれも専決処分で定めるということに、決めるということになろうと思うんですが、これはまさに給与、勤務条件というのは、職員団体の交渉の事項の大きなことでございますから、職員団体との交渉は合併前に現在の町ごとで対応されるのか、あるいは3町の町長さんと3町の職員団体が合同で交渉するようなことになるのかどうか。

それから、一般事務組合の職員の取扱いはどうなるのかということですが。

それから、5番目の公平委員会事務について、合併時に新たに委託するということが、地公法の52条4項の管理職員等の範囲を定めるということが決まっていますが、これは公平委員会でどのように規定することになるのでしょうか。

以上、項目が多かったんですが、お答えいただければと思います。

○上本会長 たくさんご質問いただきましたので、整理していただく時間が必要でしょう。10分ほどここで休憩させていただきます。3時40分に再開します。

午後 3時30分 休憩

午後 3時40分 再開

○上本会長 それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。

黒木委員に対する答弁をお願いいたします。

宮川副幹事長。

○宮川副幹事長 それでは、黒木委員に対する答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の平成15年末の定年退職者でございますが、3町とも定年退職というのはございません。1人。1人います。

それから、平成16年10月の合併新年度当初の新規採用、これは今の段階で3町とも考えているということでもあります。どうしても来年の9月30日までというものは現在の事務をやっていかなければなりません、この資料にありますように、かなり定員が割れてきているというような実態にあります。そこで、新規採用を何名か考えているということでもあります。

それから、新町の定員の適正化計画でございますが、黒木委員がおっしゃったように、現段階で来年の9月30日を見てみないと、実際は何人になるかということもわかりません。それで、この適正化計画の中に盛り込む内容というのは、現段階ではまだ考えておりませんが、余剰人員の措置はどう盛り込むかということになりますと、余剰人員は当然首を切ることができませんので、これは自然退職というものをみていかなければならないというふうに思っております。

それから、退職したら補充を一切しないのかということにつきましては、やはり今後の人事政策ということもありますので、例えば10名やめられたら3名採用するとか、そういった年代をなるにやっていくという人事政策もございますので、そういう考え方が盛り込まれるんじゃないかというふうに思っております。

それから、給与制度が国公に準拠するという事の中で、準ずることを基本としという

ことでございますが、これは大体国公に諸手当はすべて準じていくんでございますけれども、交通費、交通手当ですね、これはやはり国公につきましては、交通機関の充実した都会の方の基準の中で考えられておりますので、やはりこういった田舎においては公共交通機関もないと、すべて自家用車とかということに頼っていくということにもなりますので、ここら辺について国公に準ずることを基本とするという表現にさせていただいたということでもあります。

それから、現給保障の考え方ですが、当然現給保障はやっていきます。もしも例えば現在5級へおって、その者が例えば4級のところへ行くとかということになったときには、当然直近上位のところでの現給保障という考え方になってきます。

それから、格差を調整するということについては何を基準にするのかということ、これは前歴の調整ですので、こういったもの、前歴、それから自分が勤めてきた経歴、こういったものについてを初任給時点に戻っての、新しい給与表で初任給時点へ戻ってもう一度調整をしていくということになりますので、そうするとその時点で今の給料表ではどこに位置づきますよということになったときに、もしも2号俸ぐらい多かった場合は、当然昇給延伸ということも出ますし、特昇ということも出てくると思います。それらが格差の調整をするということでもあります。

それから、諸手当については直ちに調整をしていくということでございます。

それから、住居手当も、通勤の考え方というのは、まだそこまでは今出ておりませんが、住居手当、これは国公に準拠するというところでございます。

それから、給与条例、それから規則、そういったものについては当然専決処分ということになりますが、組合との交渉というのは、やはりここへ当然10月1日から新たな給与条例、給与規則によって運営をしておりますので、当然組合との話も調整もやっていくということになります。現在も3町の組合と協議も行ってきております。そういったことで、新町、10月1日からは新たな給与条例でいきますので、それに向けてできるような調整を行っていきます。

それから、一部事務組合については、これはそれぞれの一部事務組合での議会もございますので、これは今ここで一般職とは別の問題でございますので、そのことについては一切考えておりません。

それからもう一点が、管理職の範囲、公平委員会の件でございますが、現在も管理職の範囲というのは公平委員会の方へ届け出をしているものについては、課長、それから総務

課の総務係長、財政係長、こういったところが管理職の範囲となっておりますけれども、今後もこれからまた公平委員会の方へ出していくこととなりますけれども、当然課長、それから総務課、それから財政課の方、そういったところの係の範囲内になってくるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○上本会長 他に質問がございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 レベル的にちょっと低い質問かと思うんですけども、ちょっと私は公務員に成ったことがないので意味がわからないので教えていただきたいんですが、号給ってというのは何なのでしょう。1号、2号、これ1級のところには1号がないので、これ何かいわゆる年功序列のようなああいう年次のことなのかなとは思うんですけども。

それと、1級、2級で、職名は一緒なんですけども、この違いは何でしょうか。例えば学歴か何かと関連するのでしょうか。そういったのがちょっとわからないので、教えてください。

○上本会長 宮川副幹事長。

○宮川副幹事長 ご質問にお答えします。

これは甲山町、世羅町、世羅西町とも今5級制を敷いておりますけれども、要するにこの給料表を見ていただくのに、国公の場合を基準にしているわけです。国の国家公務員ですね、それが11級までございますので、その中で8級までを使っているわけですが、それを複合化してやっているということです。1級については国公にも、例えば1級の1号給というのは国公にございませんので、ここへ載せてないということでございます。

それと、1級と2級の違いというのは、例えば1級は主事ですと、それから2級は主任主事ですとか、1、2級は主事です。それから3級が主任主事、4級が主任と係長で、5級が課長ということで、これは世羅郡3町とも同一の扱いになっております。

○上本会長 よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員 質問の内容は、1級と2級のどう違うのかということなので、職名が一緒なのに中身に何が違いがあるのかなと思ひまして。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 お答えをいたしたいと思ひます。

16ページですか、16ページの表を見ていただいて、1級と2級で同じじゃないかということだろうと思います。1級と2級の違いは、一定の経験年数を積んだ者が2級の主事、技師、保育士、調理員というふうに位置づけております。例えば、何年か1級で経験をした者を2級へ位置づけるといった、3町それぞれ違うかもわかりませんが、一定の経験を踏んだ者を2級へ位置づけていく、同じ職名ですが位置づけていくというふうに理解をしてください。

○上本会長 他に質問がございますか。

井上委員。

○井上（忠）委員 今説明の中で、職員定数について各町とも新規採用の予定があるということだったように思うんですが、例えば類似団体の職員数を参考にしてというお話ですが、類似団体でもピンからキリまでと言っちゃあご無礼があるんですが、例えば2万の町村でも、300人のところもあれば200人のところもあるんじゃないです。そうしたときに、例えば今我々の法定協の中で進んでいるようなサービスは高く、負担は低くという理念に基づいたときに、あなたたちは2万人未満の300人の方を選ぶのか、200人の方を選ぶのかによって、結局は定数が決まってくるわけですよ。今各町とも条例定数は割っていますと、だから定数にいっぱいとは言わないけど、見合うぐらいなら多少の人間は新規採用しますというのが今の答弁だと思うんですが、それが新町になったときに、定数が今全体を足しますと307ですわね。それで、現在おられるのが何ぼ、273ですか、になったときに、34人の余裕があるんですね。もし30人を採用しとったと、だけど新町において条例定数は250になったと。それは議会が条例制定を多分しなきゃならんわけでしょう。新しい議会でそういう形になったときに、執行部としたらどういう対応をされるんですか。それも予測して3町の定数を調整されるのか、どこら辺を提案されようとしているのか。類似町村というのはどこのことですか。

○上本会長 宮川副幹事長。

○宮川副幹事長 採用につきましては、先ほど今井上委員おっしゃった中で、今3町の条例定数は一応307人で、実際の3町を合計した現在の職員数というのは、ここの数と、もう一つは派遣とかというのがございますので、それらを合わせると286人います。これを新町になって例えば250人の定数条例というわけにはいきません。現在の職員はそのまま身分を移行ということになりますので、現在の人数は当然確保しなければならないということもあります。今これから採用する人数については、まだちょっとまだはっきり

3町とも何人というのはわかってないんですけども、現実の問題として、甲山町の場合だったら113人の定数の中で98人しかいない。世羅町にしても世羅西にしてもかなり定員を割ってきている。それは不補充できたということもあります。そういう中で、今合併へ向けてのいろんな事務の整理とか事務の処理をしていくというようなことが、かなり事務も多くなってきております。そういう中では、9月30日までをどうしても維持をして新町に引き渡すということがありますので、今の現有体制ではなかなかちょっと難しい面も出てきますし、定年退職は来年3月の時点では今のところ1名しかいないんですけども、それでもまたその中でも退職されるというようなこともございますので、やはりある程度の採用というものはやらざるを得ないということで、3町とも今考えておるところです。

○上本会長 井上委員。

○井上（忠）委員 いや、今の答弁によると、もう条例定数なんていうのは決まったようなものでしょう。採用したらそれを首にするわけにいかない、だったらそれを定数にしくちゃならない。じゃあ類似町村もへったくれもないじゃないですか。あなたたちの答弁はまちまちですよ。類似町村の職員を参考にするなんていうのは詭弁であって、既存の職員数は認めてくれってということなら、今駆け込みで、例えばその失効している部分を含めたらマイナス21ですから、20人採用したら要するに今の定数と同じ状態をすべて新しい町村へ引き継げということですよ。だったらこんなとこで定数なんて扱う必要ないじゃないですか。

○上本会長 井上委員、意見はよくわかります。今日は意見は控えてください。

○井上（忠）委員 はい、それじゃあまた次の会で。

○上本会長 次に今言うたことは覚えとってくださいよ、事務局の方は。

質問を引き続きお願いいたします。

何で断るかといえば、局長がとにかく質問だけにしてくれて私命令を受けとんです。それで、失礼なんですけど質問、質問とこだわって言わせてもらいますんで、私を恨まんようにしてください。

質問がないようでしたら、次回協議会の中でしっかり議論いただいて、そしてまた確認ができれば幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、続いて協議第56号の2新町の建設計画（その2）について、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料23ページをお開きください。

協議第56号の2新町の建設計画（その2）について。

新町建設計画（その2）について提案する。平成15年10月22日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

新町建設計画（その2）について。

新町建設計画（原案）は、別添のとおりとするという提案でございます。

24ページは参考資料として、素案のときにもお示しをしておりますが、本日1の策定までのフローで建設計画（原案）の提案、協議会で協議・確認ということでございます。次回の協議会で協議いただき、確認をいただくというようなこういうスケジュールでなっています。策定までのスケジュールを見ていただきますと、9月29日から10月8日まで住民説明会をし、本日こうして原案を提案をしてきたということでございます。今後のスケジュールについても、先ほど確認いただいた11月5日第15回協議会で原案の協議・確認をいただければということと考えております。

次の25ページをお開きください。

25ページは参考資料2ということで、住民説明会の実施状況について掲載をしております。実施期間は9月29日から10月8日までの間。参加者数というところを見ていただきますと、3町がそれぞれ13カ所で、288人の参加者数ということになっております。

主な質疑ということでもまとめております。問いと答えということで、問いがどのようなものがあつたかということでご説明申し上げますと、新町での主要事業は、この素案に示されているが、財政の計画は示されていない。財政の見通しはどうかという問いがございました。この計画には、合併を象徴するような大規模な事業がないように感じられるがという質問とか、地域のよりどころとして公民館の機能充実が必要と考えるがどうか。26ページでは、できるだけ早く上下水道の整備を新町全域で行ってほしいがどうか。主要事業は一部の地区しか地区名が記載されていないが。津田地区への診療所整備については、医師の確保が難しいのではないかと。宇津戸地区の周期対策について、素案には記載されていないが、地域の重要課題である。合併までに解決すれば問題がないが、解決できないのなら新町においても必ず実施してほしい。最終処分場やストックヤードなどの迷惑施設は周辺部に集積されるような気がする。場所が決まっているのか。保育所及び小・中学

校の統合計画は現段階であるのかというこういう質疑がございまして、それぞれそこにお示しをしておりますような回答をしてきておるところです。

27ページは、主な意見・要望ということで整理をさせていただいています。

世羅郡には国、県の重要文化財など多くの文化遺産があり、観光農園や自然体験レジャー施設と同じくらい重要な観光資源であると思う。こうした貴重な文化遺産の保存・修復を十分行い、観光振興施策にも積極的に活用すべきである。観光の振興の中に観光案内板の整備があるが、大いにやっていただきたい。ただ、現在個別に設置してある案内板は撤去するなどの整備も是非やってもらいたい。高度情報化推進事業については早急に取り組んでほしい。できれば各家庭へパソコンを設置し、行政情報がいつでも家庭で得られる程度のレベルまでやってもらいたい。国道432号線と184号線の合流地点を重点的に整備することで商工業の活性化が実現すると思うので、この地域の拠点性を高めるまちづくりを行ってほしい。環境に配慮し、きれいなまちづくりに努めてほしい。世羅中央病院の医師不足に不安がある。充実した病院となるよう構造的な改革を行ってほしい。スポーツ広場の整備は新町で是非やってもらいたい。整備場所については現段階で場所を特定せず、利用者の利便性の観点などから幅広く新町で検討してもらいたいという主な意見・要望がございました。

こういうことを踏まえまして、皆さんのお手元に原案をお配りしておりますが、まず原案を見ていただきたいわけですが、目次をごらんください。目次は1の序論から7の財政計画まで7つの項目で構成しています。若干表現を変えたものもあるわけなんです。これは第1回協議会で確認された新町建設計画の策定方針案どおりの構成内容でございます。このうち2の新町の概況、3の主要指標の見通しについては、第1回協議会で将来構想検討報告書の一部分を要約した内容となっております。また、4の新町の建設の基本方針、5の新町の主要施策の部分は、先般確認いただいた素案を肉づけした内容となっております。

既にご一読いただいていることと思いますし、時間の関係もございまして、すべてを読み上げるということはありませんが、ポイントとなる部分を中心に説明をさせていただきます。

それでは、1ページをごらんください。

合併の必要性について、3つの視点によりとりまとめをしております。

次に、2ページをごらんください。

計画策定の方針でございます。1の計画の趣旨にありますように、この建設計画は、合併後の新町建設の基本方針やこれを実現していくための施策などを定めるものであり、詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する基本構想や基本計画などにゆだねるものとしております。

また、3の計画の期間にありますように、平成17年度から10年間を計画期間としておりますが、10年という長期間の計画であることから、必要が生じた場合には適切な時期に見直しを行うこととしております。

次に、3ページをごらんください。

2の新町の概況でございます。新町の概況ということで、位置と地勢をそこに掲載しております。面積につきましては、東広島市とほぼ同じ面積ということになります。

続いて4ページ、人口と世帯数について掲載しております。人口につきましては、3町の人口は1万9,690人、世帯数は6,493世帯で、1世帯当たりが3.3人となっております。人口は一貫して減少しております。少子・高齢化が進んでおり、高齢化率は高い状況にあります。そこに推移の表をそれぞれ人口、世帯数の推移、産業別就業人口の推移で掲載しております。

5ページ、住民ニーズということで、これは世羅郡三町合併推進協議会が平成14年度に実施したまちづくりと合併に関するアンケート調査から住民のニーズを整理すると、次のとおりですということで、満足が高いもの、低いもの、重点的に進める施策に分けて書いております。そのほかということで、下に3行ほどで、合併後のまちづくりの基本方向として望まれておりますということで整理をさせていただいております。

次、6ページ。地域の特性と課題ということで、地域の特性ということで6点上げております。豊かな自然、歴史、文化、多様な観光、レクリエーション資源、高品質で多様な農産物の生産、情報化への先進的な取り組み、保健・医療・福祉施策の連携、生涯学習の広域的な取り組みということで、これらは将来構想検討報告書を要約したもので整理しております。

次、8ページ。地域の課題ということで、4点に課題を整理しております。少子・高齢化、人口減少社会への対応、生活基盤の整備、産業の活性化、財政の健全化とこの4点に分けて、課題と取り組みの方向性を記述しております。

9ページが主要指標の見通しということで、人口ということで、3町の人口は、先ほどありましたが減少する見通しとなっております。ただし、今後は若年層の定着を促す施策

の導入を推進し、人口の定着化を図っていく必要があります。世帯数は、そこにありますように約6,300世帯と推定をされております。

10ページから12ページは、新町建設計画素案と同じ内容で記載をしております。

13ページ。13ページは地域別整備の方針ということで、これは素案の中にはございませんでしたがありますけれども、地域の特性や既存施設の立地状況などを踏まえ、2つの拠点整備と3つのゾーン整備に分けて、新町における地域別整備の方向性を示しますということで、拠点整備の方向性ということで、中心拠点と西部地域拠点に分けて記述しております。

中心拠点につきましては、国道432号と国道184号が交差する地域周辺には、国、県の機関や各種の商業施設が集積し、人口も新町において最も集積している地域です。また、公立世羅中央病院、せら文化センターなど、医療、福祉、教育、文化の核となる施設が立地し、従来から世羅郡の中心として都市機能が形成されてきた地域です。新町においては、新町の内外を結ぶ交通の要衝としての拠点性を高めるとともに、行政、保健、医療、福祉、教育、文化、商業などのサービスが一体的に受けれる都市機能を高め、新町の玄関口にふさわしい環境の整備に取り組みます。

西部地域拠点。世羅西町役場の周辺地域は、公共機関や医療機関、各種商店、飲食店が立地し、世羅西町の生活サービス拠点が形成されてきた地域です。新町においては、生活環境や日常生活に必要な各種サービス機能を高め、新町西部地域の拠点としての環境整備に取り組みますということで整理をさせていただいております。

次が、14がゾーン整備の方向性で、3つのゾーンで考えております。

15ページはゾーニング図をつけております。まず、自然体験レジャーゾーンということで、世羅高原ふれあいロードを軸とした周辺一体を自然体験レジャーゾーンと位置づけます。引き続きこうした環境整備を図るとともに、新町において開園予定の県民公園、農業公園と有機的な連携を図り、さらなる観光振興と交流を促進するゾーンを形成します。

集い・歴史・文化ゾーンということで、これは貴重な歴史文化遺産が点在している新町の中央部一体を集い・歴史・文化ゾーンと位置づけます。都市機能を高めるとともに、自然や歴史文化遺産とも調和した潤いと活力のあるゾーンの形成を図ります。

田園集落ゾーンですが、新町の北部及び南部一体を田園集落ゾーンを位置づけます。基幹産業である農業の持続的発展のための環境整備に取り組むとともに、自然環境の保護に努めますということで、ゾーニング図のような形で考えております。

次、16ページ。新町の主要施策でございますが、これは素案でご確認いただいたとおりの内容で記載をしております。

17ページ。安心して住み続けられる健康・福祉のまちづくりということで、高齢者福祉の充実、介護保険制度について引き続き適正な運営を図るとともに、グループホームの整備などによりサービス提供基盤の充実を図ります。また、高齢者が安心して暮らせる環境の整備に取り組みます。さらには高齢者がいきいきとした生活を送るための社会参加の促進や、世代間交流の推進に積極的に取り組みます。

2の障害者福祉の充実。公民館、小・中学校、保育所など主な公共施設について、スロープなどを計画的に整備し、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの実現に向けた取り組みが活発となることを目指します。また、障害者やその家族を支える体制の充実を図ります。

子育て支援の充実。ファミリーサポートセンターを設置運営し、子育て家庭における仕事と家庭の両立を支援します。従来の保育サービスに加え、特別サービスがすべての保育所で実施できるよう保育所を再編整備し、保育サービスの充実を図ります。また、乳幼児医療費公費負担の対象を5歳児までとすることなどにより、子育てに伴う経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる地域社会の形成を図ります。

医療対策の充実。公立世羅中央病院を中核とした地域医療の充実を図ります。津田地区への診療所整備により、安心して暮らせる地域社会の形成を図ります。

18ページ。健康増進体制の充実ということで、総合健診の検診項目の拡充などにより、健康診査指導體制の充実を図ります。また、スポーツ施設の整備などにより、恒常的にスポーツ活動が行える環境を整備し、住民が生涯を通じて健やかに暮らせる健康増進体制の充実を図りますということで、こういった主要施策を受け、表にあります主要事業はごらんのとおり施策をする上での主要事業、施策、主要事業、事業概要で記載しておりますので、ごらんください。

19ページ。産業が元気なまちづくり。林業の振興。基幹産業である農業の発展と活性化を図るため、農業生産基盤の整備を進めるとともに、多様な担い手の確保と育成について積極的に支援します。農業公園のファーマーズマーケットなどにより、地域特産品のブランド化を進める農業者を支援するとともに、6次産業の振興などにより新しい農業の展開を図ります。また、農業公園のワイナリー整備により、ブドウ栽培の振興を図ります。さらに森林の保全に努めます。このほかに、農協や森林組合との連携を強化し、総合的な

農林業の振興に努めます。

商工業の振興。都市計画マスタープランの策定などを通じて、商店街の活性化と魅力づくりを促進します。また、地域産業の経営の近代化、安定化を促進します。さらに地域産業の活性化と雇用の確保を促進します。

観光の振興。県民公園の整備を促進するとともに、これに隣接する農業公園を整備します。この2つの公園と既存の多彩な観光資源との連携による周遊型観光ルートの形成を図ります。さらに新町の魅力を積極的にPRし、交流人口の拡大と地域の活性化を図ります。

20ページが、主要事業はこのような形で考えておりますので、ごらんのとおりでございます。

21ページ、豊かな心をはぐくむ教育・文化のまちづくり。学校教育の充実。子供たちの確かな学力や豊かな心をはぐくみ、個性を伸ばしていく特色ある学校教育の推進を図ります。また、活力ある学校教育体制の確立を図ります。さらには学校と家庭、地域の連携を強化した、地域に開かれた学校づくりを推進します。

社会教育、生涯学習の充実。公民館活動を充実し、地域に密着した社会教育事業の積極的な推進を図ります。また、すべての町民が生涯にわたり日常的に多様な学習ができる環境づくりを推進します。

スポーツ、レクリエーションの振興。総合スポーツ広場の整備などにより、住民が日常生活の中でスポーツ、レクリエーションに親しめる環境を整備します。また、スポーツイベントを開催し、スポーツに対する住民意識の高揚を図ります。

人権教育啓発の推進。すべての人の基本的人権が尊重される地域社会の形成を図るため、人権教育啓発推進プランを策定し、人権意識を高める教育啓発稼働を推進します。

男女共同参画社会の形成。男女共同参画行動計画を策定し、男女がともに参画し、責任を分かち合うことのできる社会を目指します。

歴史、文化の保存・継承。豊かな歴史と文化を生かしたまちづくりを推進します。

22ページ。青少年の健全育成。家庭、学校、地域の連携を強化し、地域社会全体で青少年をはぐくむ体制づくりを進め、たくましく心豊かな青少年の育成に努めます。主要事業はごらんのとおりでございます。

23ページ。快適で安全なまちづくり。道路網の整備。広域的な連携交流を推進し、広域交通ネットワークの充実を図ります。また、主要国道、県道の整備を促進することによ

り、交通利便性を高め、地域の活性化を図ります。さらに生活道路の整備を計画的に進め、地域の一体性と日常生活の利便性の向上を図ります。

公共交通体系の整備。関係機関との連携を強化し、公共交通体系の充実に努めます。また、福祉バス、スクールバスを効率的に運行し、利便性の高い交通環境を整備します。

上下水道の整備。上水道、公共下水道については、現行計画に基づき、新町で引き続き整備を行います。計画の区域外にある地域については、簡易水道事業等により上下水道の整備を進め、整備水準の低い上下水道普及率の向上を図ります。

市街地の活性化。新町の役場と支所の周辺地域については、新町の拠点となる賑わいのあるまちづくりを計画的に進めます。また、交通の利便性と拠点機能の向上を図ります。さらには市街地環境の形成を図ります。

環境の保全、循環型社会の構築。世羅台地の良好な自然を今後とも後世に伝えていくため、環境の保全の啓発を図ります。また、悪臭、水質汚濁などの公害対策や、ごみ減量化、リサイクルを推進するとともに、最終処分場などの整備を行います。

24ページ。防災救急体制の強化。地域防災計画の策定などを通じて地域防災体制の強化を図るとともに、地滑り対策事業の実施促進などにより災害の未然防止を図ります。また、小国地区に救急業務施設を整備することにより、西部地域の救急体制を強化し、住民が安心して暮らせる生活環境づくりの推進を図ります。

交通安全防犯対策の強化。交通事故の危険性の高い箇所へカーブミラー、ガードレールなどを促進し、安全に配慮した交通環境づくりを行います。また、暴力追放運動など住民による自主防犯活動の推進を図るとともに、警察署など関係機関との連携を深め、防犯対策を強化します。

住環境の整備。住宅マスタープランを新たに策定し、計画的に町営住宅の整備、民間活力による住宅団地の造成を促進し、定住の促進を図ります。

情報通信基盤の整備。通信事業者等の連携により、超高速インターネットアクセスが可能となる環境を整備するとともに、地域の情報化など各種システムの導入を推進し、デジタルバйдの解消に向けた整備を図ります。主要事業が25ページ、26ページに掲載をしておるとおりでございます。

27ページ。新しい自治を推進するまちづくり。住民主体のまちづくり。住民の自発的、主体的なまちづくりの活動を推進していくため、住民自治組織への支援を行い、住民の地域活動の充実に努めます。将来に向けてまちづくりを推進するための振興基金を設置

します。

行政情報化の推進。総合力のある行政実現のため、行政事務の情報化システムを推進し、効率的な行政を推進します。また、開かれた自治を推進するため、行政情報の積極的な発信に取り組みます。主要事業がごらんのとおりでございます。

続いて、28ページは公共的施設の統合整備の考え方について整理をしております。

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間のバランス、さらには財政事情などを考慮しながら計画的に統合整備を図っていきます。統合整備の検討に当たっては、既存の公共的施設の有効利用、相互利用などを総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。なお、新町の庁舎については、現甲山町役場に設置しますが、不足する施設面積については近隣の公共施設などを活用し、支所となる現世羅西町役場とともに、行政サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムの統合など、必要な機能の整備を図ります。また、保育所の施設整備については、保護者や地域住民などと十分な協議を図りながら、再編整備の検討を行い、その方針を決定した後、施設整備を行うこととしております。

続きまして、財政計画。29ページでございます。

財政計画については、平成17年度から平成26年度までの10年間について、普通会計ベースで推計しております。この財政計画の目的は、これまで説明してきた主要施策や主要事業の実施が全く実現性のないものであっては意味がないことから、財政的に無理がないかどうか、一定の前提条件のもとでマクロの検証をしようとするものでございます。そういう意味で、この財政計画は毎年議会で審議される予算とは性格が異なるものであることをまずご理解していただきたいと思っております。以下、項目ごとの推計方法をご説明申し上げます。

地方税については、かつてのように右肩上がりの増収を見込む情勢にはなく、そうは言っても毎年減少を見込むほどの情勢にもないことから、現行制度を前提とし、15年度の収入見込み額、当初予算額と同額で推計しております。

地方交付税については、国が縮減を進めており、今後ともこの傾向が続くであろうという前提で、基本的に減額を見込んで推計しています。具体的には、15年度の交付決定額から1.5%程度毎年減額するものと見込んでいます。ただし、合併の特例による普通交付税の措置分2億5,000万円と、特別交付税の包括措置分6億7,000万円を加えて推計をしております。また、合併特例債の償還額が毎年公債費に計上されますが、その

7割については交付税が加算されているものとして推計をしております。

国庫支出金及び県支出金は、普通建設事業については個別の見込み額を積み上げて、その他の事業については過去の実績をもとに推計をしております。また、国の合併補助金2億4,000万円と県の合併推進交付金3億5,000万円を加えて推計をしております。なお、県の合併推進交付金については、総額7億5,000万円まで見込めるのでありますけれども、合併年度の16年度までに電算システムの改修費など4億円程度を充当するものと見込み、17年度以降のこの計画では3億5,000万円のみの収入と見込んでおります。

地方債については、普通建設事業充当分について個別の見込み額を積み上げて推計を行っております。このうち合併特例債については、充当率95%で、通常事業分として約66億円、まちづくり振興基金積立金分として約16億円、総額約82億円を借り入れることを見込んでおりません。また、臨時財政対策債については、15年度発行見込み額と同額で推計をしております。

その他の歳入には、地方譲与税や財産収入などの項目がありますが、14年度決算と同額を基本に推計をしております。

次に、歳出について説明をいたします。

まず、人件費ですが、人件費については、基本的に減額を見込んでおります。町長、助役など特別職については、現行の3分の1になるということを見込んでおります。議会議員については、40名から提案している20名に減員になることを見込んで推計しております。また、一般職については、普通交付税の算定の特例が適用される今後15年間に100名程度減少することを見込んでおり、26年度までの10年間では65名程度減少することで推計しております。なお、退職者が増加することによる退職手当負担金の増加も加味して推計を行っております。

公債費については、14年度末までに借り入れた地方債は、毎年の償還額が既に確定しています。この数値に加えて、それ以降の実施予定事業について個別の見込み額を積み上げ推計をしております。なお、償還期間20年のうち、3年据え置き、利率2%で地方債を借り入れたものと見込んで推計をしております。

補助費等繰出金については、主要事業として掲載している新規事業や、これまでの協議により制度調整を行った事業については個別に積み上げ、その他の事業については過去の実績をもとに推計しています。

普通建設事業については、個別の見込み額を積み上げて推計を行っており、特に主要事業として掲載しているものについては、平成21年度までの前半5年間で集中的に実施することを前提に推計しております。

その他の歳出としては、物件費や扶助費などがあります。14年度決算と同額を基本に推計をしておりますが、17年度には約17億円のまちづくり振興基金を積み立てることで推計をしております。

以上の推計方法により策定した計画が、31ページの表でございます。

以上で説明を終わります。

○上本会長 協議第56号の説明をさせていただきましたが、非常に項目が多ゆうございます。先ほど来、質問のみ受け付けますので、よろしく願いいたします。

質問はありませんか。

黒木委員。

○黒木委員 今朝ほど資料をいただいたのを見ますと、基金が13年度末から14年度末に3町合わせて約11億円基金が減っております。13年度の末が3町合わせて45億円というふうなことでございましたが、1年たったら11億円基金が減っておる。基金はその目的を持って積み立てていたのですから、それはまあ使い道はいろいろあったわけでしょうが、最初の財産等の問題を議論したときに、後世に負担を残すようなことについては、3町の町長さん方ひとつ十分話し合ってやっていただくようにというような要望もあり、そのようなお話でございました。地方債は3町で約3,000万円増えております。13年度末が198億円だったと思うんですが。そういうふうな中で、今るるご説明がありました。一番我々本当にこの10カ年の計画が、この原案を見させていただいてまことによくできておるんです。非常によくできとるんですが、果たしてこれができるんだろうかと。今の経常的経費を見ますと90%前後になつとる。ということは、1割しか仕事ができないわけですね。一方元利償還については20%ぐらい、一般財源に占める割合が20%になっておる。こういう中で、今ご説明があったものをずっとやっていってできるんだろうかと。

この前、各地区でご説明を聞いたときに、また出席した者が皆質問するのに、これずっと書いてあってまことにいいんですが、やはり重点的に必要性をまずどのように選んでやっていくべきだろうかとということがあるんで、要するに建設計画の原案について、その実施年度が、順位をつけた実施年度というのが何も示されておられませんので、そこらが非

常に住民が不安を持っておるところだったんですが、それは今後順位をつけたものがこの場で示されるのかどうか。この新町の計画を11月には県知事へ出さなきゃいけないという状況で、もう限られた期限ですので、そういう間もないんだろうと思うんですが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

地区の説明会のときに、サービスは高く、負担は低くという中で、今まで確認してきたことだけでも7,000万円。この中には例の中学校の遠距離通学費のプラス・マイナス4,000万円があるんかどうかわかりませんが。町長さんほかで失職される方が8人で、この7,000万円飛んでしまうんじゃないかというてお話ししたら、いやいや、それは8人で9,000万円ですと、だからまだ2,000万円ほどお釣りがあるんですというようなお話でした。それでまた、この一般職の職員の数も減すというところで、この最後のところでは退職者の補充を抑制するって書いてあるんですね。先ほどの話じゃ、抑制じゃなくて、10人やめりゃあ3人は補充すると。これは抑制、少しは抑制するというふうに書かなきゃいけないんじゃないかというふうなことを心配するんですが、これで財政の推計でこの計画ができるんかどうかわかりませんが、できるということで出しておられるんですが、この2ページにありますように、本計画に示す具体的施策や財政計画等については、適切な時期に見直しを行うと書いてあるんで、ぴしゃっとこれを逃げ道ができとるんじゃないかというふうに思うんですが、中身につきましては次回どころで申し上げたいと思うんですが。

それで、1つ気になりますのは、先般の、この上下水道の整備というのが入っておるんですが、気になったのは、先般の10月15日付の中国新聞の記事でございますが、これ専門的なことなんでちょっとわかりかねるんですが、これはこの全般の計画の中に全く影響はないのかどうかお聞きしたいわけです。

以上でございます。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 次回の説明要求のも兼ねてのご質問でございますが、まず建設計画の実施年度がないが、この場にそういう資料が、事業年度が示されるのかというこういうご質問でございますが、これにつきましては説明の中でも説明させていただいたと思いますが、基本構想なり実施計画の中で具体的にその実施年度も明らかにしていくという作業がございます。したがって、その実施年度について、この事業をこの年度にしますというのは、新町において一定の整理が必要であろうということで、示すことはできません。

それと、ほかに財政の関係で質問がございました。影響額、こういうものはどういう形で見込んでいるかというこういうご質問でございますけども、非常に基金なり地方債なりで状況の説明をされる中でのご質問でございますが、これにつきましては、一定のものを次回の協議会の場で資料としてお出しをしたいということで思っております。といいますのも、私が財政計画のところでは先ほど説明した内容をまとめたものでお示しをすれば、理解をいただけるのにはいいのではないかとということで、お示しをするということでさせていただきます。

上下水道の整備についての考え方は、幹事長の金尾助役の方でお答えをいたします。

○上本会長 金尾幹事長。

○金尾幹事長 さきに新聞へ出ましたのは、下水道の関係でありましたけど、この建設計画の中では一定負担金として計上しておるところであります。新聞報道等にもありましたように、若干の年度のずれというんですか、そういったところは出てくるだろうと思いますが、基本的にはこの建設計画の中で計上しているということでご理解を賜りたいと思います。

○上本会長 よろしいでしょうか。

他に質問がございますか。

質問はありませんか。

井口委員。

○井口委員 社会福祉協議会の剰余金が寄付されたとかということを知ります、補助金として、助成金として出しとる金が2,000万円、入ってくるのが5,000万円とか。それあたりこの合併協議には出てはないですけど、今後ますます膨らんでいく事業だと思います、社会福祉は。その点はどのように形になってくるのでしょうか。その他の会計になってくるわけでしょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 補助金等につきましては、通常ベースで一応見込んでおります。これから、先ほど井口委員の質問の中にありますように、社会福祉協議会の職員数等が増えた場合の補助金はどうかというご心配をいただいているわけですが、先ほども言いましたように、マクロでこの財政計画というのは推計をしておりますので、基本的には現行の補助ベースでそれも中には見込んでおります。そこから先は新町において、必要に応じてその新町長のもとで財源的な振り分けはされていくものだとということで考え

ておりますので、財政計画上は一応見込んでいるということでございます。

○井口委員 普通でしたら、補助金出せば当然監査、監督する義務があるかと思っておりますので、その点十分。

○上本会長 事務局長。

○山口事務局長 ご指摘のとおり、監査も町として行っていきます。

○上本会長 質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら閉めさせていただきますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、協議第56号の2につきましては、質問が以上でございますので、次回協議会で協議、また決定をしたいという運びでお願いをいたしたく思います。

横山さん、何かございますか。別にないですか。

○横山顧問 ちょっと町長さんからあったんで、皆さんお疲れでしょうしあれですが、感想めいたことですが、ちょうど今日議会等の議員さんの問題が随分議論になって、そういう意味では非常に本音で皆さん議論されたというふうに思っております。私も常に思っているんですが、両輪でやはり議会と執行部というのはやっていかなきゃいけないというのは大前提であります。ただ、今回も建設計画へ書いてありますように、自治組織というのがこれからやはりこの世羅の3町では一番活躍して、これからどんどん自治組織、住民自治組織、公民館なんかの自治組織というのが議論されてますが、そういうことを是非とも生かしていただきたいというのが1つと、もう一つは、これは私が言うのはおこがましい話かもしれませんが、今日の議員さんとの議論の中で、やっぱり町の財政推計も書いてありますけども、やはり公私の役割分担というのをしっかりこれからこういう機会を契機にやっていったらいいんじゃないかと。やはり役所、新しい町も全部打ち出の小づちみたいにお金がどんどん出て行くわけじゃないし、幾らか住民でやれることはそこは担っていくというようなことを県、市町村内の役割分担とか、公民の役割分担とかということがありますけれども、皆さん方この合併のこういう協議会は新しい町の、言ってみれば私は手作りのまちづくりを皆さん方がここでしておられるということを非常に outsizing させていただいております。そういう意味では、住民代表の皆さんがたくさん出ておられるということで、これからやはり公私の役割分担ということあたりも、自治組織あたりと並行してこういう機会を通じてしっかり代表で出ておられますんで、地域でそういう議論もしていただ

きたいというふうに思っております。

済みません、余分なことかもしれませんが。

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、本日予定をしておりました協議事項は一応すべて終了させていただいたわけでございます。本当に朝から長時間にわたりまして慎重なご審議、ご協議いただきまして、まことにありがとうございました。

我々も大変重大な課題を宿題として預かって、次回ではそのことの確認ができる、そういうことも取り組みをしなくてはならないというふうに思っております。またいろんな面で皆さん方のご指導をお願いしたいと思います。これから本日提案してございますいろんな項目につきましても、非常に大切な項目でございます。しっかり議論、またご協議いただきまして、合併協議の事項を着実にクリアしていきたいというように思います。どうぞ各委員の格別のお力添えをお願いいたしまして、本日を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

午後 4時45分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の 豊田 勲委員、藤井 忠孝委員、前原春夫委員により内容が確認され署名を頂いております。